

# 上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3（2021）年3月

上三川町



はじめに

第1章 基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画の対象とする廃棄物	3

第2章 地域の概況

1	自然環境	4
(1)	本町の位置・地形	4
(2)	気候	5
2	社会環境	6
(1)	人口の推移	6
(2)	産業	7
(3)	商業	8
(4)	土地利用状況	9
3	関連計画等	10
(1)	国の方針、計画	10
(2)	栃木県資源循環推進計画	11
(3)	本町の上位計画等	12

第3章 本町におけるごみ処理の現状と課題

1	ごみ処理体制	13
(1)	分別区分	13
(2)	収集運搬体制	13
(3)	ごみ処理の流れ	14
2	ごみ排出量等の推移	15
(1)	ごみ排出量	15
(2)	中間処理量	19
(3)	資源化量	21
(4)	最終処分量	22
3	施策の取組状況	24
4	課題	26

第4章 ごみ処理基本計画

1	基本理念と基本方針	28
(1)	基本理念	28
(2)	基本方針	29
2	目標値の設定	30
(1)	ごみ量の見通し	30
(2)	目標値	31
3	目標達成に向けた施策	36
(1)	施策体系	36
(2)	施策	37
(3)	各主体の役割	46
4	推進体制	49



## はじめに

平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals=SDGs)」として 17 のゴールが示されました。このゴールの多くが直接的・間接的に「環境」に関わるものであり、国内外において、地球温暖化対策や循環型社会の形成へ向けた施策等、様々な取組が進められています。一方で、地球温暖化の影響と考えられる気温の上昇や豪雨等の水害は顕著となっており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国際社会の動向や人口減少・少子高齢化社会等を背景に、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等が掲げられています。リサイクルも引き続き進めていく必要がありますが、資源化の過程でエネルギーの消費や温室効果ガスの発生が起きるため、より低炭素・省資源につながる 2R (リデュース・リユース) に重点を置いた取組の強化が求められています。

また、近年海洋プラスチックごみ問題や食品ロスへの注目が世界的にも高まっており、国では関係法令の制定や計画が策定されるなど、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し取り組んでいくことが求められています。

上三川町においては、平成 27 年度に策定した「上三川町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民・事業者の皆様とともに、ごみの減量や分別、資源化に取り組んでまいりました。家庭から排出されるごみ量はやや減少しつつあるものの、宇都宮市、下野市と行っている処理・処分の継続や各施設の安定稼働、持続可能な循環型社会の構築に向けては、さらなるごみの減量や資源化が求められています。将来に渡って豊かな環境を維持し、引き継いでいくためにも、町民、事業者の皆様のご理解とご協力を賜り、より一層の取組を進めていきたいと存じます。

令和 3 (2021) 年 3 月

上三川町長 星野 光利



## 第 1 章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の対象とする廃棄物



## 1 計画策定の背景

近年、気候変動、資源の枯渇、エネルギー問題、台風や地震などの災害の多発といった問題が深刻化しています。このような問題を受け、平成 27 年 9 月の国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択、さらに持続可能な開発目標 (SDGs) として 17 のゴール・169 のターゲットが示されました。

また、世界で脱プラスチック、食品ロスへの注目が高まる中で、日本国内でもプラスチック使用量削減・資源化推進、食品ロス削減に向けた動きが活発になり、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年 5 月)の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年 10 月)の施行など、関連法制度・計画の整備が進んでいます。

また、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で挙げられた「質」に注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中心に据えつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げた施策が展開されています。

上三川町(以下、「本町」という。)は、宇都宮市、下野市(石橋町地区)とともにごみの広域処理を行っています。処理体制の安定的運営に協力するとともに、周辺市町と協力・連携しながら、資源循環型社会の構築に向けてごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。

今回、近年の社会動向等の変化や、ごみ量・ごみ質等の変動を踏まえ、より効果的な施策や必要となる対策について検討・見直しを行うものとします。

### コラム 「プラスチック資源循環戦略」

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、廃棄物の輸入規制等の様々な問題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略として、令和元年 5 月に策定されました。

3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とし、ワンウェイプラスチックの使用削減、分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル、バイオマスプラスチックの使用促進等を重点戦略として示しています。

## 2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）に基づいて、市町村における一般廃棄物の排出抑制に向けた方策、処理に関する基本方針等の事項について示し、住民、事業者、行政の協働により取組を推進するための基本計画です。

上位計画である「上三川町第7次総合計画（後期基本計画）」（令和3年3月策定）と整合を図り、基本目標のひとつである「“自然・環境”のまちづくり」で示されている「環境衛生の充実」を目指し、様々な施策を展開します。

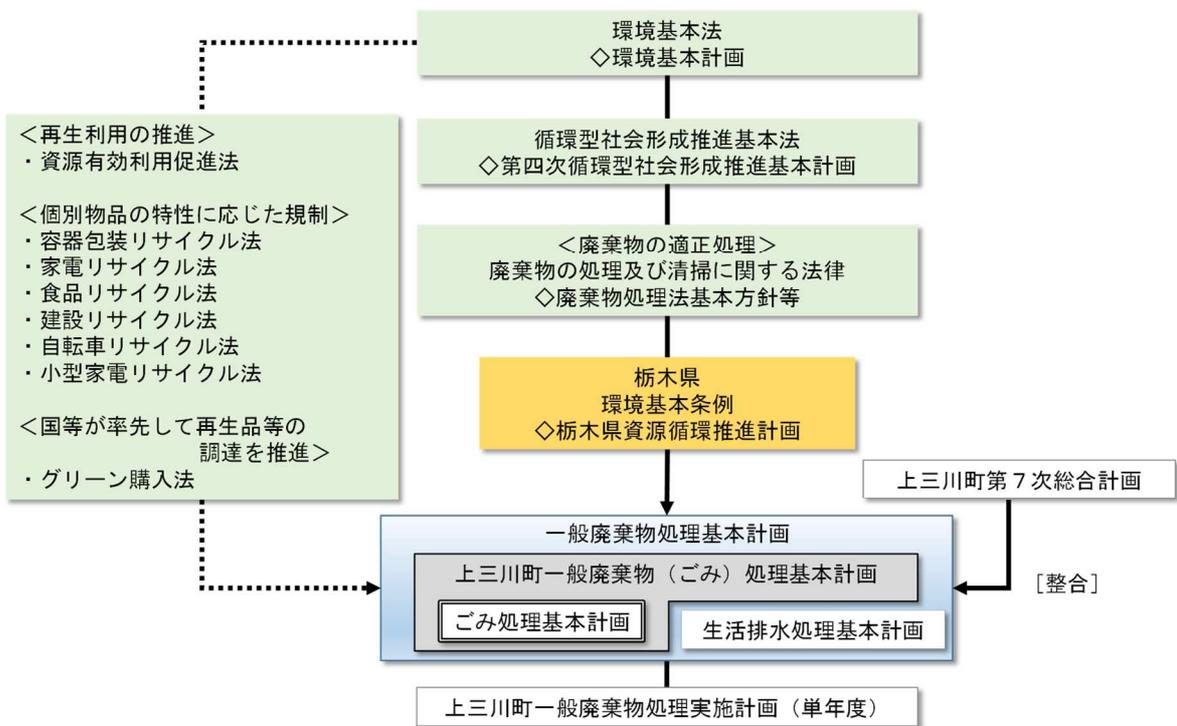


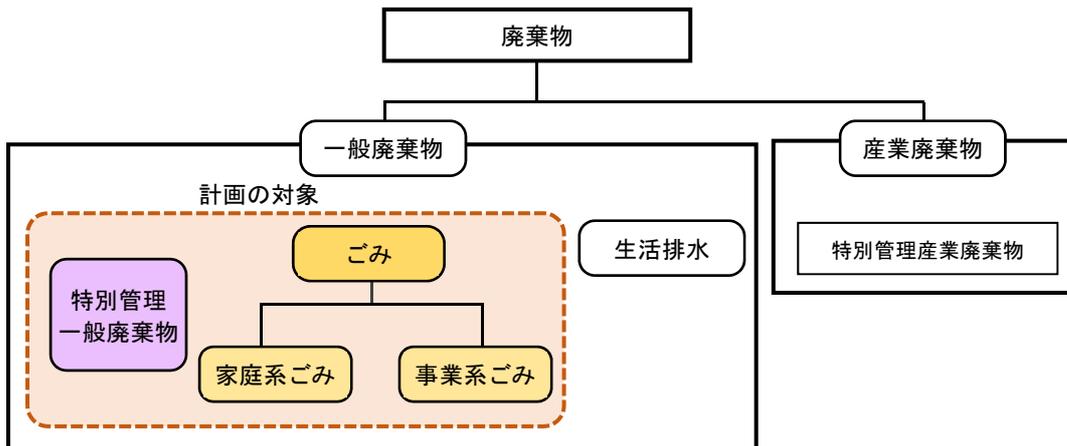
図1-1 計画の位置づけ

## 3 計画期間

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は、令和3年度～令和17年度とします。計画目標年次は、令和17年度を「最終目標年次」とし、15年後を見通した計画とします。また、本計画は、令和7年度を「短期目標年次」とし、10年後の令和12年度を「中間目標年次」に設定します。

#### 4 計画の対象とする廃棄物

本計画では、本町で発生する一般廃棄物のうち、生活排水を除く家庭系ごみ（各家庭から発生するごみや資源物）と事業系ごみ（事業活動により排出されるごみや資源物）、特別管理一般廃棄物を対象とします。



##### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第2条）による廃棄物の定義

- 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいいます。
- 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物、輸入された廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物をいいます。
- 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。
- 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。
- 「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。

図1-2 計画の対象とする廃棄物



## 第2章 地域の概況

- 1 自然環境
- 2 社会環境
- 3 関連計画等



## 1 自然環境

### (1) 本町の位置・地形

#### ア) 地理的特性

本町は、栃木県南東部で鬼怒川の右岸、首都の東京から約 90km の距離に位置し、東は真岡市、西と南は下野市、北は宇都宮市の 3 市に接しています。

宇都宮市の中心部まで約 15km、車で約 30 分の恵まれた立地条件となっています。また、幹線道路として、南北方向に新 4 号国道と主要地方道宇都宮結城線が、東西方向に国道 352 号線と主要地方道真岡上三川線が走り、町の北部には宇都宮上三川インターチェンジが設置され、広域的にも重要な交通の要衝となっています。



図 2 - 1 本町の位置

#### イ) 地形的特性

本町は、ほぼ平坦な地形を持つ東西約 8 km、南北約 11km、総面積 54.39 km<sup>2</sup>のまちで、古くは「三川郷」と呼ばれ、母なる大河・鬼怒川をはじめ、江川、田川が流れるとともに、その他にも数多くの河川や水路を有し、潤い豊かな水辺空間に恵まれています。

また、これら河川地域を中心とする平坦地には、豊かな水と肥沃な土の恩恵を受け、美しくのどかな田園空間の広がり、都市部では見られない水と緑の豊かな自然環境・景観を誇ります。

## (2) 気候

この10年間の月別気温等の推移をみると、最高気温の平均が8月の31.8℃、最低気温の平均が1月の-1.8℃となります。月間平均降水量は9月が最も多くなります。

過去10年間の年間平均気温をみると約14～15℃、降水量は年平均で約1,300～1,800mmとなっています。

夏は高温多湿、冬は低温乾燥のやや内陸性を帯びた温暖な気候で、積雪は殆どなく、雷が比較的多いという特徴があります。

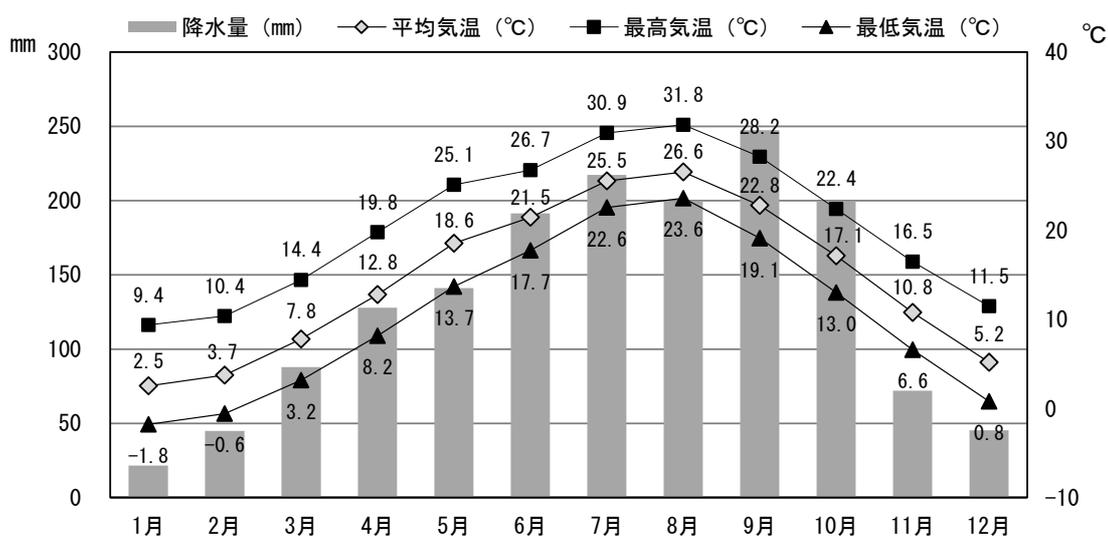


図 2 - 2 気象の状況 (平均値 2010～2019)

表 2 - 1 気象の状況 (平均値 2010～2019)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	21.7	45.0	87.8	127.9	141.1	191.3	217.3	199.1	247.3	199.3	72.1	45.2
平均気温 (°C)	2.5	3.7	7.8	12.8	18.6	21.5	25.5	26.6	22.8	17.1	10.8	5.2
最高気温 (°C)	9.4	10.4	14.4	19.8	25.1	26.7	30.9	31.8	28.2	22.4	16.5	11.5
最低気温 (°C)	-1.8	-0.6	3.2	8.2	13.7	17.7	22.6	23.6	19.1	13.0	6.6	0.8

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	平均
年間降水量(mm)	1,718	1,620	1,668	1,505	1,764	1,651	1,592	1,308	1,257	1,868	1,595
年間平均気温(°C)	15.5	15.1	14.9	15.3	15.1	15.6	15.6	15.1	16.1	15.7	15.4

出典) 気象庁データベース 宇都宮地方気象台

## 2 社会環境

### (1) 人口の推移

本町は、豊富な水と河川地域を中心とする平坦で肥沃な土地を生かし、農業を基幹産業として発展し、昭和40年代からは、自動車産業の進出に伴い、農業中心のまちから田園工業のまちとして、人口も大きく増加しました。

平成に入ると、ゆうきが丘ニュータウンや本郷台団地の分譲開始により住宅のまちとしての要素も加わり、近年は道路網整備等の交通立地条件の一層の向上や豊かな自然を求めるニーズの増大等も相まって、住宅地としての性格も強まり、僅かな人口増の局面がみられます。

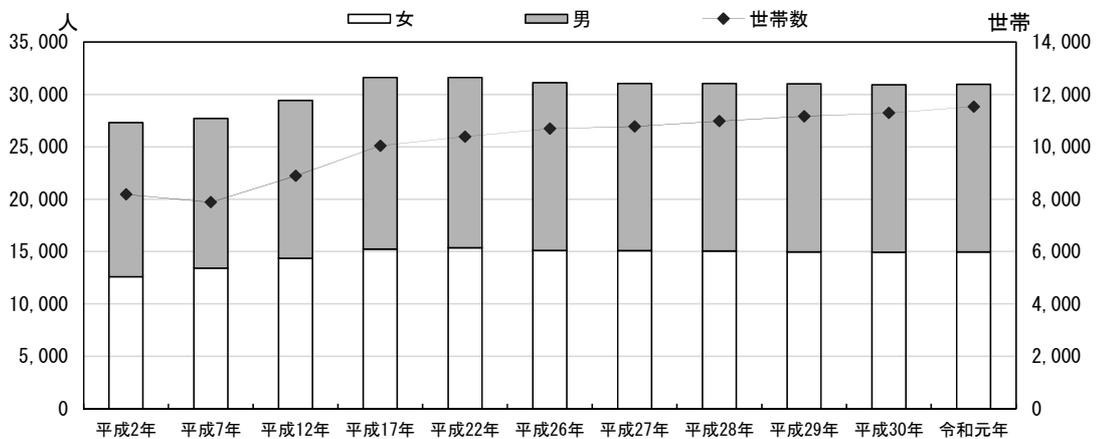


図2-3 人口動態

表2-2 人口動態

単位：人、世帯

項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	27,300	27,700	29,421	31,592	31,621	31,105	31,046	31,052	31,006	30,919	30,964
男	14,705	14,272	15,062	16,369	16,250	15,994	15,951	15,985	16,044	15,990	16,008
女	12,595	13,428	14,359	15,233	15,371	15,111	15,095	15,067	14,962	14,929	14,956
世帯数	8,182	7,885	8,888	10,039	10,390	10,693	10,777	10,980	11,163	11,291	11,534

出典) 統計書かみのかわ(令和元(2019)年度版)

## (2) 産業

平成2年以降の本町の産業分類別の就業者数を見ると、農業人口が大きく減少しています。建設業、製造業も近年は減少傾向にあります。

一方、卸売業・小売業・飲食店は平成17年度までは増加していますが、その後減少傾向となっています。

表2-3 産業分類別就業者数の推移（15歳以上）

単位：人

項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業	2,697	2,303	2,036	1,781	1,459	1,392
林業	1	-	-	-	-	2
漁業	3	2	2	1	3	5
鉱業	24	22	6	2	3	1
建設業	997	1,340	1,422	1,306	1,038	1,079
製造業	5,950	4,664	4,823	5,257	4,890	4,764
電気・ガス・熱供給・水道	27	40	47	36	47	46
運輸通信業	555	701	858	1,045	1,024	1,128
卸売業・小売業・飲食店	2,060	2,516	2,661	3,200	3,092	2,337
金融・保険業	191	216	219	213	206	212
不動産業	44	47	51	62	120	163
医療、福祉	-	-	-	1,075	1,276	1,573
教育、学習支援業	-	-	-	458	555	539
サービス業	1,669	2,354	3,010	1,900	1,769	2,588
公務	278	315	324	371	387	391
分類不能	11	6	18	33	464	303
総数	14,507	14,526	15,477	16,740	16,333	16,583

※平成19年11月の改正による新産業分類の移行に伴い、現在は分類内容が変更されているが、平成22年度以降の結果については旧産業分類に基づいた集計結果を示した。

出典) 国勢調査

### (3) 商業

昭和60年以降の本町の商店数と年間商品販売額の推移を見ると、商店数は減少しているものの、年間商品販売額及び小売業売場面積は増加傾向にありましたが、近年は減少に転じています。

表2-4 商店数、年間商品販売額及び小売業売場面積の推移

各年6月1日現在

年次	商店数		年間商品販売額（百万円）			小売業売場面積（㎡）
	卸売業	小売業	卸売業	小売業	小売業	
昭和60年	314	53	24,896	7,421	17,475	17,910
昭和63年	298	46	26,598	8,271	18,327	17,729
平成3年	314	77	38,006	19,363	18,643	18,872
平成6年	299	74	39,556	17,839	21,717	18,522
平成9年	310	87	52,827	25,616	27,211	20,729
平成11年	300	82	69,018	43,216	25,802	23,365
平成14年	275	69	57,246	30,698	26,548	27,029
平成16年	274	75	67,095	43,176	23,919	30,157
平成19年	276	67	87,734	41,335	46,399	66,341
平成26年	215	56	74,043	32,462	41,580	54,591

出典) 商業統計調査

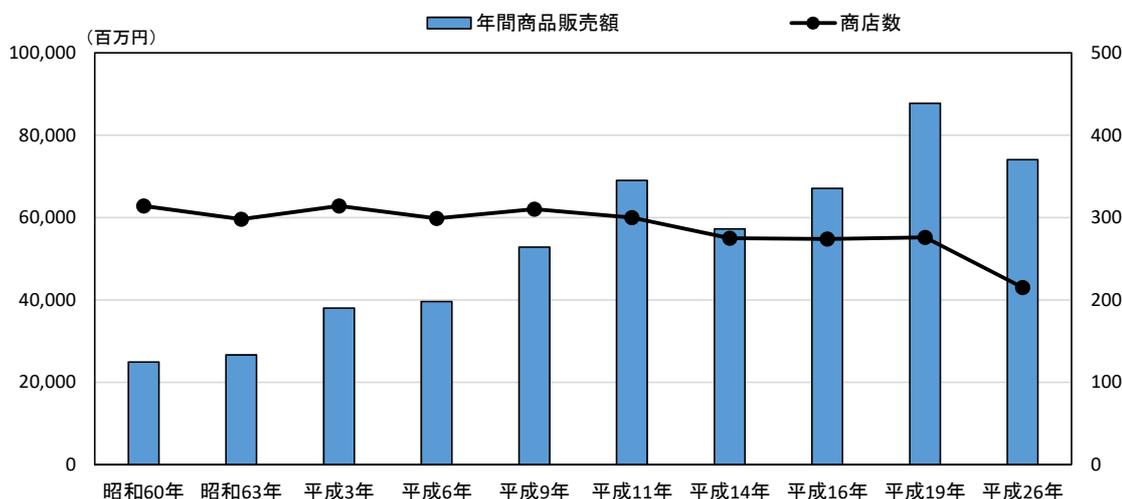


図2-4 商店数、年間商品販売額の推移

#### (4) 土地利用状況

土地利用動向を見ると、田畑や山林といった自然的土地利用面積が減少しています。一方、宅地については、近年の増加幅は小さくなっていますが微増が続いています。

表 2-5 地目別土地利用面積

単位：km<sup>2</sup>

年次	総面積					
	田	畑	宅地	山林	その他	
平成2年	54.26	22.19	6.99	8.63	3.65	12.80
平成7年	54.26	21.75	6.73	9.29	3.17	13.32
平成12年	54.52	21.44	6.43	10.04	2.37	14.24
平成17年	54.52	21.13	6.30	10.31	2.30	14.48
平成22年	54.52	20.97	6.20	10.61	2.20	14.54
平成27年	54.39	20.86	6.15	10.75	2.15	14.48
平成28年	54.39	20.83	6.13	10.78	2.13	14.52
平成29年	54.39	20.82	6.10	10.80	2.12	14.55
平成30年	54.39	20.79	6.07	10.83	2.10	14.60
平成31年	54.39	20.76	6.06	10.84	2.09	14.64

※総面積は、国土地理院が公表した数字。平成元年、8年に公表数値の訂正あり。

田から山林は、固定資産税課税台帳による。

出典) 統計書かみのかわ(令和元(2019)年度版)

### 3 関連計画等

#### (1) 国の方針、計画

##### 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）は、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成28年1月に変更されました。

廃棄物の適正な処理に関する目標として、「排出量の約12%削減（平成24年度比）」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量500g」、「最終処分量の約14%削減（平成24年度比）」などが掲げられています。さらに、災害への対応として各主体の役割や廃棄物処理施設の整備及び災害時の運用に関する事項や水銀・PCB廃棄物対策についても関連法令等の改定等を受けて追記・変更されてます。

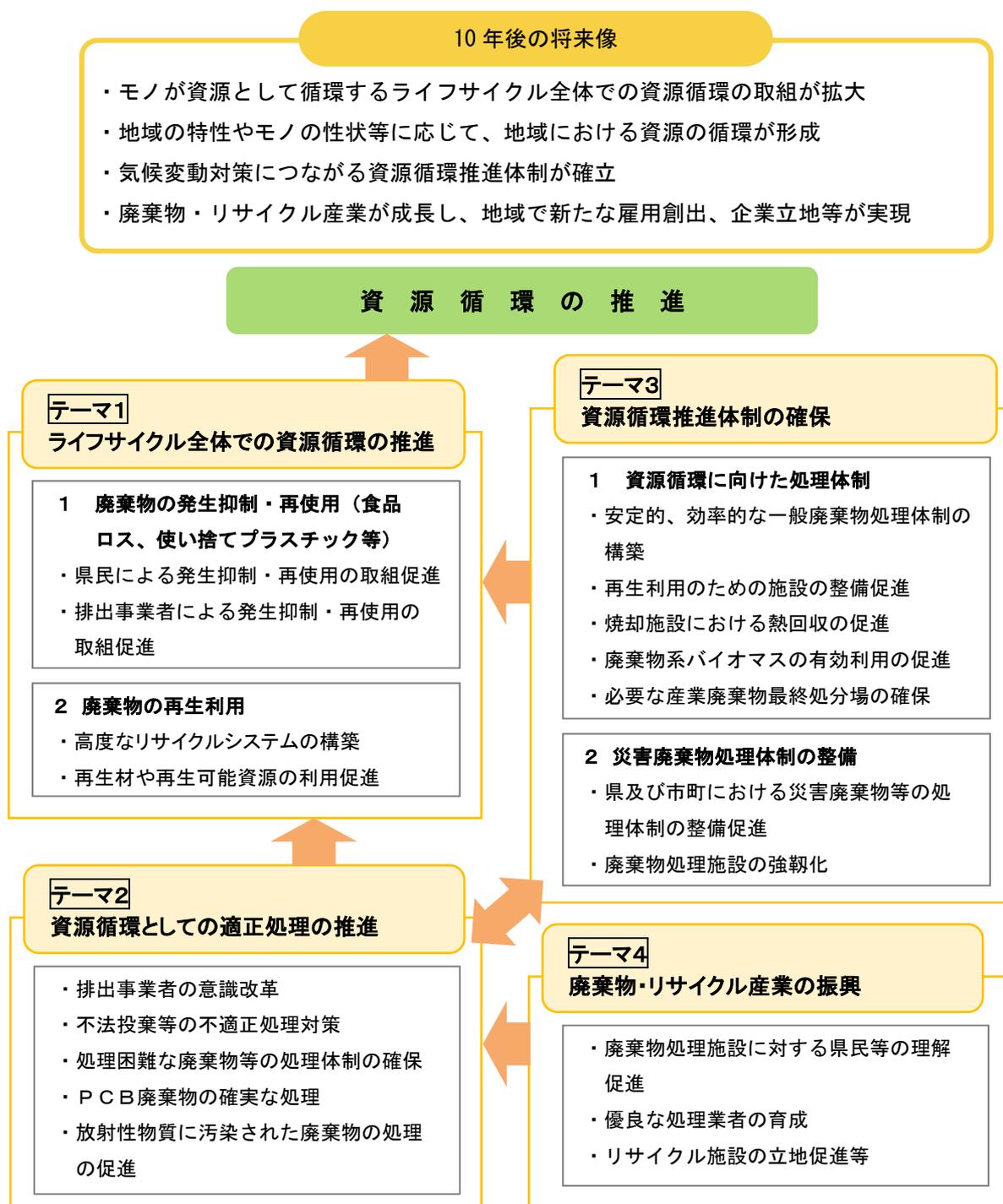
##### 2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環、低炭素、自然共生などの環境的側面、だけでなく経済的側面及び社会的側面を総合的に向上・展開することにより、①「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、②「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、③「適正処理の更なる推進と環境再生」、④「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑤「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」などを進め、その実現に向け、国が講ずべき施策を示しています。

## (2) 栃木県資源循環推進計画

栃木県では、「栃木県廃棄物処理計画（計画期間：平成29～令和2年度）」に基づき、ごみの減量や適正処理に取り組んできました。しかし、近年、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しており、新たな課題への対応や一層の取組の推進が求められています。

このような現状を踏まえ、栃木県は新たな廃棄物処理計画として「栃木県資源循環推進計画（計画期間：令和3～7年度）」を策定し、10年後を展望しつつ、モノが資源として適正に循環する取組を拡大し、持続可能な循環型社会の実現を目指しています。



### (3) 本町の上位計画等

上三川町第7次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層から構成されており、本町の最上位の行政計画として、目指すべき10年後の将来像と、その実現に向けた道筋を示しています。本計画も、関連計画として上三川町第7次総合計画との整合を図りつつ、基本理念や基本方針を定め、取組を進めていきます。

<p><input type="checkbox"/>基本構想 <input type="checkbox"/>《計画期間：平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間》</p> <p>第6次総合計画の達成度や町民の意向、社会的条件などを総合的に勘案し、目指すべき町の将来像やその実現を図る基本目標等を示すものです。</p> <p><input type="checkbox"/>基本計画 <input type="checkbox"/>《計画期間：令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの後期5年間》</p> <p>基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策等を行政の各分野にわたり体系的に示すものです。</p> <p><input type="checkbox"/>実施計画 <input type="checkbox"/>《計画期間：2年間、ローリング方式により毎年度見直しを実施》</p> <p>基本計画に示される主要施策等に基づき、具体的に実施する事務事業の内容、財源等を示すものです。</p>
---

<h2>将来像</h2> <h1 style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; display: inline-block;">共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川</h1>													
<p><b>基本理念</b></p> <p>① “安心・安全” のまちづくり    ② “活力・交流” のまちづくり ③ “協働・自立” のまちづくり</p>													
基本目標	<p>(1) “安心安全・定住” のまちづくり    (2) “子ども・健康・福祉” のまちづくり (3) “産業・しごと・活力” のまちづくり    (4) “交通・交流・連携” のまちづくり (5) “人・文化・スポーツ” のまちづくり (6) “自然・環境” のまちづくり</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>本町の貴重な財産である鬼怒川・磯川緑地等の自然資源や、農地等からなるのどかな田園環境を守り活かしていくとともに、環境に負荷をかけない自然エネルギーの活用にも配慮した環境に優しいまちづくりを目指します。</p> </div> <p>(7) “コミュニティ・地域力” のまちづくり    (8) “協働・健全財政” のまちづくり</p>												
	<p><b>環境衛生の充実</b></p> <p><input type="checkbox"/>施策の体系</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">環境衛生の充実</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">&lt;ごみ処理に関わる成果指標&gt;</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>1 ごみ処理・し尿処理の充実</b></p> <p>(1) ごみの効率的な収集 (2) ごみに関する意識の高揚と3R運動の促進 (3) 不法投棄の防止 (4) 広域的な新表処理施設の活用</p> <p><b>2 墓地・斎場の確保</b></p> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R1年度 (実績)</th> <th>R7年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一日当たりの家庭ごみ排出量 (g)</td> <td style="text-align: center;">567</td> <td style="text-align: center;">550</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>&lt;主要事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンパーク茂原運営事業</li> <li>・家庭ごみ収集運搬業務委託事業</li> <li>・小山広域保健衛生組合運営事業</li> </ul> </td> </tr> </table>	環境衛生の充実	<ごみ処理に関わる成果指標>		<p><b>1 ごみ処理・し尿処理の充実</b></p> <p>(1) ごみの効率的な収集 (2) ごみに関する意識の高揚と3R運動の促進 (3) 不法投棄の防止 (4) 広域的な新表処理施設の活用</p> <p><b>2 墓地・斎場の確保</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R1年度 (実績)</th> <th>R7年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一日当たりの家庭ごみ排出量 (g)</td> <td style="text-align: center;">567</td> <td style="text-align: center;">550</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	R1年度 (実績)	R7年度 (目標)	一人一日当たりの家庭ごみ排出量 (g)	567	550	<p>&lt;主要事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンパーク茂原運営事業</li> <li>・家庭ごみ収集運搬業務委託事業</li> <li>・小山広域保健衛生組合運営事業</li> </ul>
環境衛生の充実	<ごみ処理に関わる成果指標>												
<p><b>1 ごみ処理・し尿処理の充実</b></p> <p>(1) ごみの効率的な収集 (2) ごみに関する意識の高揚と3R運動の促進 (3) 不法投棄の防止 (4) 広域的な新表処理施設の活用</p> <p><b>2 墓地・斎場の確保</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R1年度 (実績)</th> <th>R7年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一日当たりの家庭ごみ排出量 (g)</td> <td style="text-align: center;">567</td> <td style="text-align: center;">550</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	R1年度 (実績)	R7年度 (目標)	一人一日当たりの家庭ごみ排出量 (g)	567	550	<p>&lt;主要事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンパーク茂原運営事業</li> <li>・家庭ごみ収集運搬業務委託事業</li> <li>・小山広域保健衛生組合運営事業</li> </ul>					
指標名	R1年度 (実績)	R7年度 (目標)											
一人一日当たりの家庭ごみ排出量 (g)	567	550											
基本計画	<p><b>環境・景観の保全と創造</b></p> <p><input type="checkbox"/>施策の体系</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">環境・景観の保全と創造</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">&lt;環境保全に関わる成果指標&gt;</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>1 環境にやさしいライフスタイルの定着</b></p> <p><b>2 環境問題への対応</b></p> <p><b>3 美しい景観づくり</b></p> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R1年度 (実績)</th> <th>R7年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみゼロ及び花いっぱい運動参加団体数 (団体)</td> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>&lt;主要事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化運動推進事業</li> <li>・景観づくりに関する適切な指導・誘導</li> </ul> </td> </tr> </table>	環境・景観の保全と創造	<環境保全に関わる成果指標>		<p><b>1 環境にやさしいライフスタイルの定着</b></p> <p><b>2 環境問題への対応</b></p> <p><b>3 美しい景観づくり</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R1年度 (実績)</th> <th>R7年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみゼロ及び花いっぱい運動参加団体数 (団体)</td> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	R1年度 (実績)	R7年度 (目標)	ごみゼロ及び花いっぱい運動参加団体数 (団体)	142	145	<p>&lt;主要事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化運動推進事業</li> <li>・景観づくりに関する適切な指導・誘導</li> </ul>
	環境・景観の保全と創造	<環境保全に関わる成果指標>											
<p><b>1 環境にやさしいライフスタイルの定着</b></p> <p><b>2 環境問題への対応</b></p> <p><b>3 美しい景観づくり</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>R1年度 (実績)</th> <th>R7年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみゼロ及び花いっぱい運動参加団体数 (団体)</td> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	R1年度 (実績)	R7年度 (目標)	ごみゼロ及び花いっぱい運動参加団体数 (団体)	142	145	<p>&lt;主要事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化運動推進事業</li> <li>・景観づくりに関する適切な指導・誘導</li> </ul>					
指標名	R1年度 (実績)	R7年度 (目標)											
ごみゼロ及び花いっぱい運動参加団体数 (団体)	142	145											



## 第3章 本町におけるごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ処理体制
- 2 ごみ排出量等の推移
- 3 施策の取組状況
- 4 課題



## 1 ごみ処理体制

### (1) 分別区分

本町における家庭系ごみの分別区分は、表に示すとおりです。本町では、町内全域を対象区域として家庭ごみの回収を行っています。

分別については平成 22 年度から資源物にプラスチック製容器包装及び白色トレイを加えた 5 種 14 分別としています。なお、事業系ごみも同様の分別による許可業者収集としています。

表 3-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		排出方法	収集体制	収集頻度	収集方法	
5 種 14 分別	燃やせるごみ	透明・半透明のポリ袋	委託	週 2 回	ステーション方式	
	不燃ごみ	ポリカゴ		月 2 回		
	資源物	びん・缶類				透明・半透明のポリ袋
		ペットボトル				透明・半透明のポリ袋
		新聞・チラシ				ひもでしばる
		ダンボール				ひもでしばる
		雑誌				ダンボールか紙袋に入れる
		その他の紙				透明・半透明のポリ袋
		布類				ポリカゴ
		ビールびん・一升びん				ひもでしばる
		紙パック				透明・半透明のポリ袋
		プラスチック製容器包装				透明・半透明のポリ袋
	白色トレイ	透明・半透明のポリ袋				
	危険ごみ	-	月 1 回			
粗大ごみ	-	直営	随時	戸別収集方式 (原則自己搬送)		
その他	使用済小型家電	回収ボックスの投入口 (幅 50cm、高さ 15cm、 奥行 30cm 未満) に 入るもの	-	随時	拠点回収	

### (2) 収集運搬体制

本町における収集運搬体制は、表に示すとおりです。

粗大ごみ以外は委託による収集を行っています。

拠点回収で集めた使用済小型家電については、直営での収集運搬となっています。



## 2 ごみ排出量等の推移

### (1) ごみ排出量

本町のごみ排出量は、平成 28 年度以降ほぼ横ばいで推移していますが、1 人 1 日当たりの排出量で見るとやや増加しています。

家庭系ごみは直近ではやや減少傾向にあり、1 人 1 日当たりの排出量をみると平成 30 年度の 676.2 g から約 20 g 減少しています。

事業系ごみは、排出量、1 人 1 日当たりの排出量ともに増加傾向にあります。

資源団体回収（自治会や育成会などによる資源再利用運動）は回収量及び排出原単位とも減少傾向にあります。

前計画では、令和 2 年度の家系ごみ（資源物以外）を 5,580 t（496 g/人・日）、事業系ごみ（資源物以外）を 1,730 t（154 g/人・日）とする目標を掲げており、加えて、それぞれの 1 人 1 日当たりごみ排出量（資源以外）の合計値である 650 g/人・日を個別目標としていましたが、令和元年度の実績をみると、達成は難しい状況です。

表 3-3 ごみ排出量の推移

区分	H27	H28	H29	H30	R1
行政区域内人口（人）	31,396	31,389	31,316	31,249	31,288
家庭系ごみ（t）	7,556	7,637	7,693	7,713	7,499
うち、資源物以外（t）	6,349	6,462	6,599	6,619	6,491
排出量原単位（g/人・日）	657.5	666.6	673.0	676.2	654.8
うち、資源物以外（g/人・日）	552.5	564.0	577.3	580.3	566.8
事業系ごみ（t）	1,978	1,989	1,999	2,041	2,245
うち、資源物以外（t）	1,973	1,984	1,995	2,037	2,241
排出量原単位（g/人・日）	172.1	173.6	174.9	178.9	196.1
うち、資源物以外（g/人・日）	171.7	173.2	174.5	178.6	195.7
資源団体回収量（t）	792	727	576	642	579
排出量原単位（g/人・日）	68.9	63.5	50.4	56.3	50.5
総ごみ量（t）	10,325	10,353	10,268	10,395	10,323
うち、資源物以外（t）	8,322	8,447	8,594	8,656	8,732
排出量原単位（g/人・日）	898.6	903.6	898.3	911.4	901.4
うち、資源物以外（g/人・日）	724.3	737.2	751.8	758.9	762.5

※資源団体回収量は、自治会や育成会などによる資源再利用運動により回収された新聞やダンボール、びん、アルミ等の資源物の合計量。

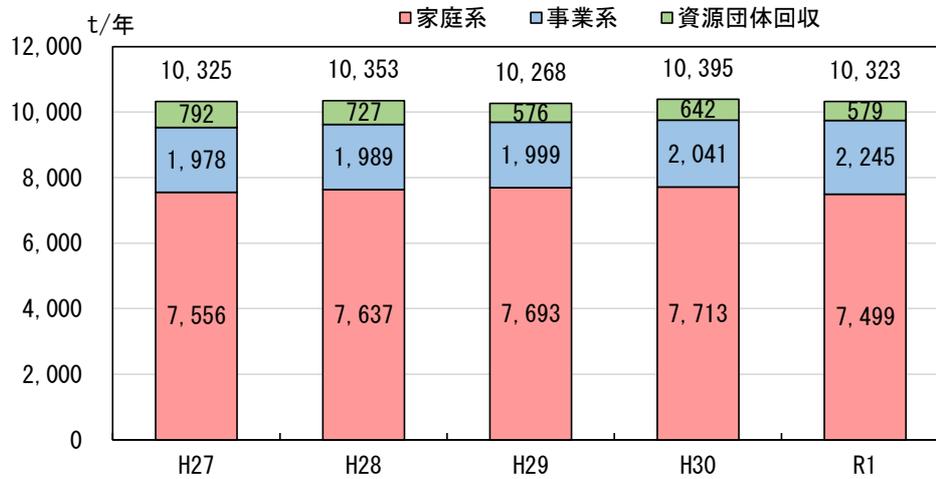


図 3 - 2 ごみ排出量の推移

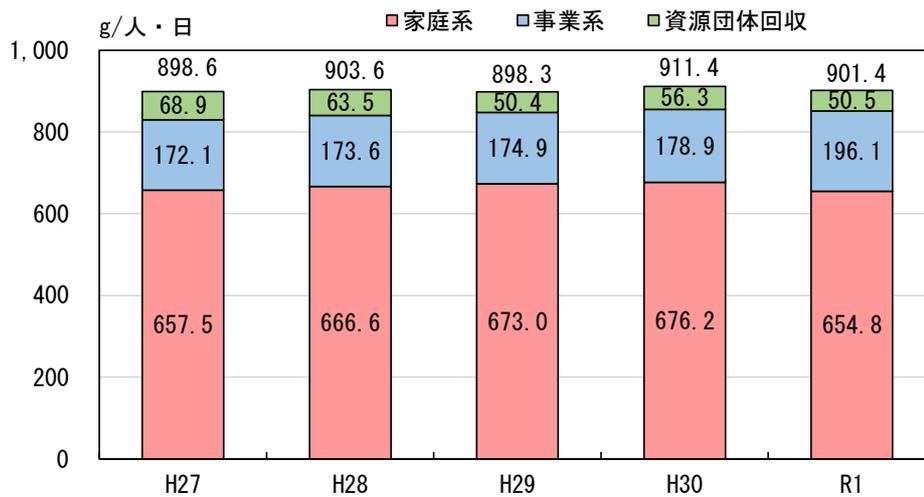


図 3 - 3 1人1日当たりごみ排出量の推移

本町のごみ排出量のうち、約8割近くは燃やせるごみが占めています。

家庭系ごみの内訳をみると、燃やせるごみや資源ごみは減少傾向ですが、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみは増加しています。

事業系ごみは、燃やせるごみが増加しており、その他の種類は量として占める割合は小さいものの、粗大ごみが増加傾向にあります。

全体としては燃やせるごみはほぼ横ばいで、粗大ごみが増加しています。

表3-4 種類別排出量の推移（資源団体回収除く）

単位：t/年

区分		H27	H28	H29	H30	R1
家庭系	燃やせるごみ	6,123	6,229	6,092	5,980	5,879
	不燃ごみ	173	164	166	173	186
	危険ごみ	11	15	15	14	14
	粗大ごみ	42	54	326	453	412
	資源物	1,207	1,174	1,094	1,094	1,008
	合計	7,556	7,637	7,693	7,713	7,499
事業系	燃やせるごみ	1,961	1,975	1,949	1,981	2,177
	不燃ごみ	8	7	7	17	7
	危険ごみ	0	0	0	0	1
	粗大ごみ	4	2	38	38	56
	資源物	5	5	4	4	4
	合計	1,978	1,989	1,999	2,041	2,245
全体	燃やせるごみ	8,084	8,205	8,041	7,961	8,057
	不燃ごみ	180	171	173	190	193
	危険ごみ	12	15	15	14	14
	粗大ごみ	46	56	364	491	468
	資源物	1,211	1,179	1,098	1,098	1,012
	合計	9,534	9,626	9,691	9,754	9,744

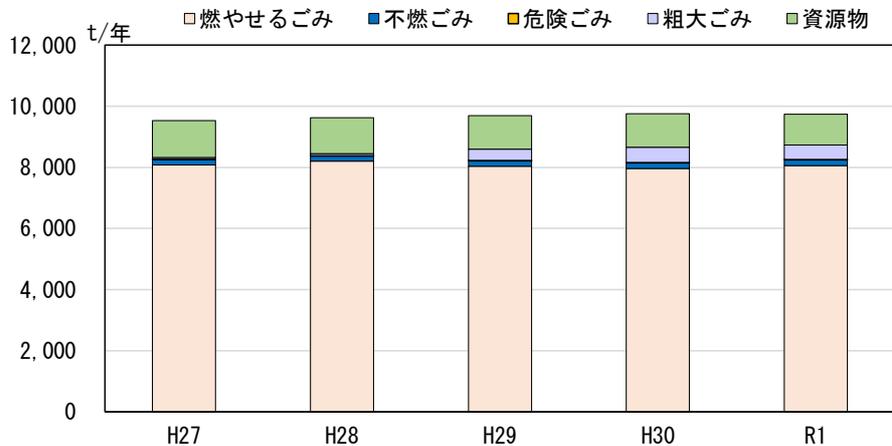


図3-4 種類別排出量の推移（資源団体回収除く）

家庭から排出される資源は平成 27 年度に比べ、16.5%減少しています。

品目別では、びん類及び缶類は減少し、ペットボトルが増加しています。紙類は3割近く減少しており、ダンボールはやや増加しているものの新聞等が大きく減少しています。

表 3-5 分別収集による家庭系資源物量の推移

単位：t/年

区分	H27	H28	H29	H30	R1	
びん・缶類	284	279	273	255	250	
ペットボトル	99	100	102	114	106	
プラスチック製容器包装 白色トレイ	227	226	225	223	224	
紙類	新聞	209	190	161	146	71
	雑誌	122	117	98	108	108
	ダンボール	93	99	96	99	99
	雑古紙	80	71	62	61	65
	紙パック	2	1	1	1	1
計	506	479	418	415	343	
布類	88	86	71	83	82	
びん類（一升瓶など）	4	4	4	4	2	
合計	1,207	1,174	1,094	1,094	1,008	

本町では、自治会、育成会、老人会等の団体がびんや紙類などを回収し、専門の業者へ売却・リサイクルを行う、資源再利用運動（廃品回収）を行っています。回収量の推移をみると、平成 27 年度に比べ約 27%減少しています。全ての品目で減少していますが、特にびん類や布類の減少幅が大きくなっています。紙類も平成 27 年度に比べて 2～3割の減少がみられます。

表 3-6 資源団体回収量の推移

単位：t/年

	H27	H28	H29	H30	R1	
紙類	新聞・チラシ	472	448	353	383	339
	雑誌・その他の紙	139	130	98	118	108
	ダンボール	132	124	103	122	115
	紙パック	1	1	1	1	1
計	745	703	556	624	563	
布類	20	17	15	13	11	
びん類（一升瓶など）	27	7	5	5	4	
合計	792	727	576	642	579	

事業系の資源物は少量ですが、ペットボトルが増加傾向となっています。

表 3-7 事業者の資源物量の推移

単位：t/年

	H27	H28	H29	H30	R1
びん・缶類	3.3	3.2	2.8	2.4	3.0
ペットボトル	0.1	0.1	0.3	0.6	0.5
プラスチック製容器包装 白色トレイ	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9
合計	4.5	4.5	4.2	4.0	4.4

(2) 中間処理量

本町の燃やせるごみ及び選別後の可燃残渣は、クリーンパーク茂原で焼却処理されています。燃やせるごみの量はやや増加傾向にあり、選別可燃残渣は横ばい傾向です。

本町の焼却処理量は、広域における焼却処理量に対し 5.3% を占めています。

表 3-8 焼却処理量の推移

単位：t/年

	H27	H28	H29	H30	R1
燃やせるごみ	8,087	8,210	8,342	8,332	8,523
選別可燃残渣	135	142	145	151	151
合計	8,222	8,353	8,488	8,483	8,674
焼却処理量（広域）	161,259	160,639	160,778	161,213	163,670

※燃やせるごみは搬入時に計量しますが、搬入後はごみピットに貯留してから焼却処理されます。一方、焼却処理量は焼却処理時に計量する数値のため、ずれが生じます。

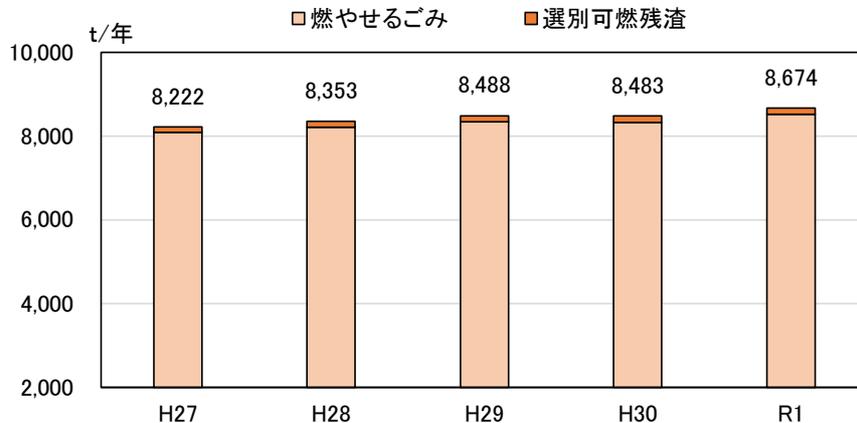


図 3-5 焼却処理量の推移

表 3-9 クリーンパーク茂原の概要

竣 工	平成 13 年 3 月
焼却設備	130t/24h×3 炉
灰溶融設備	電気溶融式 (40t/24h×1 炉)
破碎設備	33 m <sup>3</sup> /h×1 基 (可燃性粗大ごみ用)
余熱利用方法	・クリーンパーク茂原内：暖房・給湯 (施設) ・保健施設：高温水供給 (施設、浴場)
ごみ発電 (定格出力)	7,500kw

また、本町のプラスチック製容器包装及び白色トレイは、エコプラセンター下荒針で処理されており、近年は、大きな増減はなく横ばい傾向です。

表 3-10 プラスチック製容器包装等の推移

単位：t/年

	H27	H28	H29	H30	R1
プラスチック製容器包装	226	226	225	223	224
白色トレイ	2	2	1	1	1
合計	228	227	226	224	225

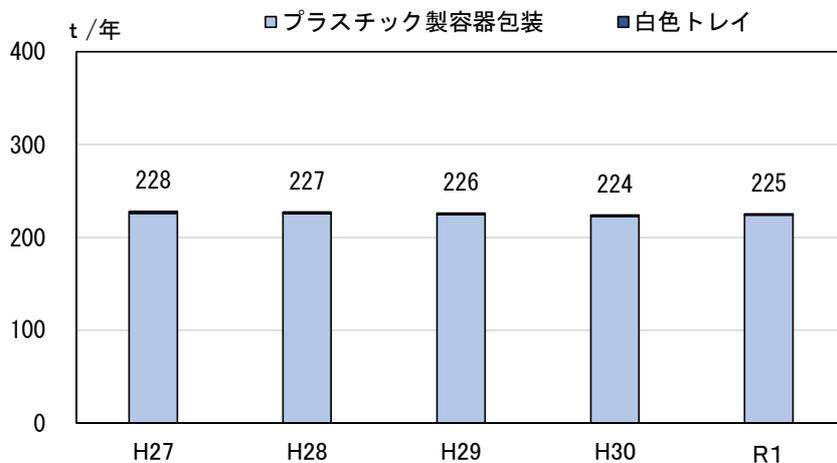


図 3-6 プラスチック製容器包装等の推移

表3-11 エコプラセンター下荒針の概要

竣工	平成22年3月
処理能力	36t/日(6h)
処理ライン	・プラスチック製容器包装ライン [34.6t/6h×1系列] ・白色トレイライン [1.4t/6h×1系列]
選別回収品目	プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く。)、白色トレイ
選別方式	機械選別+手選別

### (3) 資源化量

本町で排出される、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルは、クリーンパーク茂原リサイクルプラザで破碎・選別等の処理をしています。

本町の資源化量は、一部増加している項目もありますが、全体量としては減少傾向にあります。プレス金属やカレット、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光管・乾電池は増加していますが、エコスラグ、溶融メタル、焼け鉄のほか、資源団体回収や紙や布の資源物は減少しています。

前計画では、参考目標として、令和2年度における資源化率を25%に設定していましたが、近年は約17~18%で推移しており、達成は厳しい状況です。

表3-12 資源化量の推移

単位：t/年

	H27	H28	H29	H30	R1
破碎金属	100	107	105	118	115
プレス金属	65	66	64	131	135
カレット	61	63	55	106	93
ペットボトル	62	61	66	62	72
プラスチック製容器包装	192	191	186	205	222
白色トレイ	0	1	0	2	2
エコスラグ	182	111	141	53	18
溶融メタル	14	8	11	5	5
焼け鉄	13	11	13	9	9
蛍光管・乾電池	6	6	6	65	101
小計	696	626	647	755	771
資源団体回収	792	727	576	642	579
資源物(民間資源化)	598	569	493	502	427
合計	2,086	1,922	1,716	1,899	1,777
資源化率	20.2	18.6	16.7	18.3	17.2

※資源化率は、資源団体回収、資源物(民間資源化)等を含む総ごみ量(令和元年度：10,323t)に対する、最終的に資源化された量(令和元年度：1,777t)の割合。

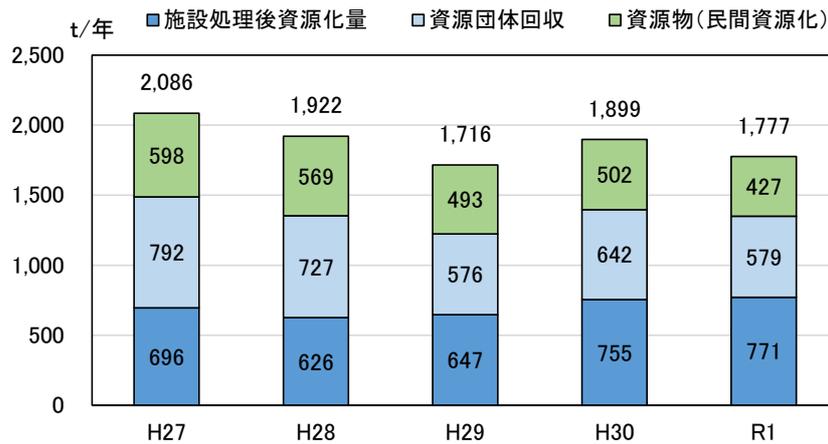


図 3-7 資源化量の推移

表 3-13 クリーンパーク茂原リサイクルプラザの概要

竣工	平成 13 年 3 月
処理能力	135t/日 (5h)
処理ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・びん・缶類ライン [46t/5h×2 系列]</li> <li>・ペットボトルライン [8t/5h×1 系列]</li> <li>・不燃ごみライン [35t/5h×1 系列：不燃ごみ 25t/5h、粗大ごみ 10t/5h]</li> </ul>
選別回収品目	粉砕金属（鉄、アルミ）、プレス金属（鉄、アルミ）、カレット（無色、茶色、その他）、ペットボトル、蛍光灯・乾電池
選別方式	機械選別＋手選別

#### (4) 最終処分量

焼却や破碎等の中間処理の過程で出る焼却主灰やばいじん、熔融スラグ、資源化できない不燃物残渣等は、エコパーク下横倉で埋立処分を行っています。令和元年度の本町の最終処分量は、平成 27 年度に比べ約 20%増加しています。選別不燃残渣は減少傾向にあるものの、焼却主灰、熔融スラグ及びばいじんが増加しています。

また、ごみの総排出量に対する最終処分量の割合である最終処分率をみると、令和元年度は前年度と大きく変動はありませんが、年々増加傾向にあります。

前計画では、個別目標として令和 2 年度における最終処分量を 590 t/年に設定していましたが、令和元年度の実績をみると達成は厳しい状況です。今後はスラグの生産量を増やすことが予定されており、最終処分量は減少することが想定されます。

表 3-14 最終処分量の推移

	単位：t/年				
	H27	H28	H29	H30	R1
選別不燃残渣	246	238	244	308	314
焼却主灰	498	584	529	645	694
ばいじん	232	224	222	234	267
熔融スラグ	3	10	9	8	24
合計	979	1,056	1,004	1,195	1,300
最終処分率	9.5	10.2	9.8	11.5	12.6

※選別不燃残渣：粗大ごみや不燃ごみ等を破碎処理する際に出るもののうち、資源化が  
できない不燃性のもの

焼却主灰：焼却炉の底などから回収される焼却灰

ばいじん：焼却の際に発生する、すすなどの微細な粒子状の物質

熔融スラグ：焼却灰等を1,200℃以上の高温で熔融した後、冷却、固化したもの

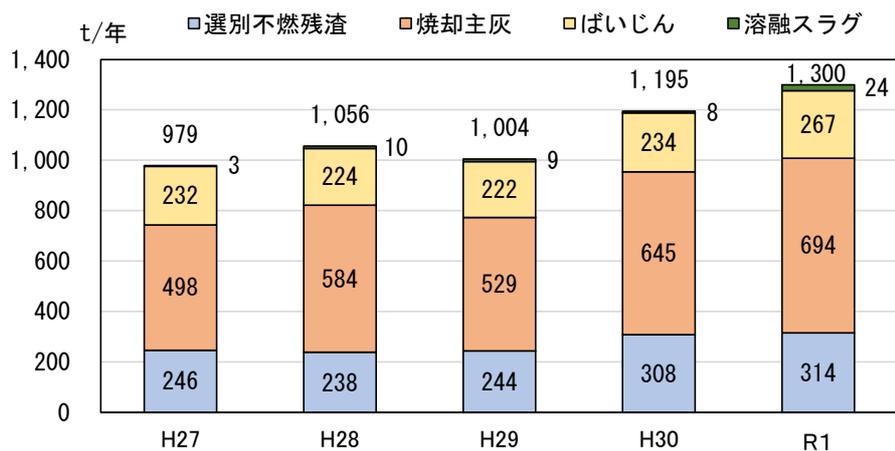


図 3-8 最終処分量の推移

表 3-15 エコパーク下横倉の概要

竣工	令和2年3月
埋立面積	約2.6ha
埋立容積	約290,000 m <sup>3</sup>
計画期間	令和2年度～令和17年度
埋立方式	準好気性サンドイッチ方式
浸出水処理能力	55 m <sup>3</sup> /日

### 3 施策の取組状況

#### 【1 ごみの発生及び排出を極力抑える】

個別施策
<p>《意識改革》</p> <p>○ホームページや広報等による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌及び町ホームページに、ごみの出し方等の記事を随時連載</li> </ul> <p>○イベント等による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンパーク茂原及びエコプラセンター下荒針見学会の実施</li> <li>・ 小型家電の回収を周知するため、健康福祉まつりでPRを実施</li> </ul> <p>○教育機関と連携した環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学4年生を対象とした出前授業を実施 ⇒令和元年度実績：出前授業 1回（参加者約50人）</li> </ul> <p>○講習会等のイベント実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの減量に関する出前講座等の実施 ⇒令和元年度実績：出前講座11回（参加者約250人）</li> </ul>
<p>《発生抑制》</p> <p>○マイバッグの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイバッグ・キャンペーン（消費者へのマイバッグ普及、事業者への簡易包装促進）実施</li> </ul> <p>○生ごみの水切り励行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人が多く集まるイベントや役場窓口において、水切りネット配布と生ごみの水切りの推奨と重要性の周知を実施 ⇒令和元年度実績：健康福祉まつりで水切りネット500袋配布</li> <li>・ 「家のごみの捨て方」（環境省）ポスターをホームページに掲載</li> </ul> <p>○簡易包装の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイバッグ・キャンペーン（消費者へのマイバッグ普及、事業者への簡易包装促進）実施 ※再掲</li> </ul>
<p>《再使用》</p> <p>○バザーの開催（クリーンパーク茂原）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコまつりにおいて、バザー他、いろいろな体験コーナーや地元の環境活動団体の展示、工場見学などを実施</li> </ul> <p>○粗大ごみの再生販売（クリーンパーク茂原）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粗大ごみとして出された自転車や家具類を専門スタッフがきれいにし、毎月地域住民に提供する「再生品コーナー」を設置</li> </ul> <p>○衣類再利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌やホームページ等において、衣類再利用を周知</li> </ul> <p>《減量化（排出抑制）》</p> <p>○生ごみの減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみの堆肥化・減量化を目指し、コンポスト容器や機械式生ごみ処理機を購入する町民に経費の一部を補助する制度を実施（コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度） ⇒令和元年度実績：コンポスト容器1台、機械式処理機4台</li> </ul>

<p>《普及啓発》</p> <p>○資源再利用運動報奨金制度活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにて資源再利用運動の告知</li> </ul> <p>○店頭での資源回収の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内小売店において、使用済小型家電の回収ボックスを設置</li> </ul>
--

【2 適正な資源循環利用を促進する】

個別施策
<p>《資源化》</p> <p>○分別の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別に関する出前講座の実施</li> </ul> <p>○生ごみ資源化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度の実施 ※再掲</li> </ul> <p>○資源物の分別収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・資源物分別アプリ「さんあ〜る」配信</li> <li>・資源物とごみの分け方・出し方ポスター作成及び配布</li> </ul> <p>○小型家電のリサイクル推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の回収ボックスを設置し、使用済み小型家電に含まれるレアメタル等の回収を推進</li> </ul>

【3 最適な処理・処分を推進する】

個別施策
<p>《収集・運搬》</p> <p>○分別収集体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別効果の周知徹底</li> <li>・ごみ捨ての巡回、監視、指導を実施</li> </ul> <p>《適正処理》</p> <p>○宇都宮市との広域的連携の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的連携の継続（協議等の実施）</li> </ul>

【4 町民・事業者・行政が協働する】

個別施策
<p>《住民参加》</p> <p>○資源団体回収による分別促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約 90 自治会が活動の一環として集団資源回収を実施</li> </ul> <p>《地域コミュニティの活用》</p> <p>○自治体等各種団体への広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やホームページ、かみたんメールでごみの出し方等を周知</li> <li>・出前講座の実施 ※再掲</li> <li>・ごみ・資源物分別アプリ「さんあ〜る」配信のチラシ配布</li> </ul> <p>○団体回収の報奨金制度（資源再利用運動報奨金制度）※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等の取組団体に対し、1 k g につき 5 円の報奨金を交付</li> <li>・「とちぎの環境美化県民運動」に合わせた美化運動を実施し、報奨金を交付</li> </ul> <p>○不法投棄の未然防止、拡大防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止のための看板設置等</li> <li>・環境パトロール車による見回りの実施</li> </ul>

## 4 課題

### (1) 2Rの取組強化

家庭系ごみ、事業系ごみは、ともに平成26年度より増加しており、目標としていた、「ごみとして処理する量」、「1人1日当たりの量」を達成できていない状況です。

ごみ排出量を減らすためには、レジ袋、食品ロスの削減など、ごみになるものを減らす「リデュース」、不要なものを再使用する「リユース」の2Rの取組を強化することが必要です。

### (2) 分別の徹底（リサイクル率の低下）

家庭から排出される燃やせるごみの中には、資源化可能な紙類などの資源物が一定量混入しており、本町とごみの広域処理をしている宇都宮市の令和元年度のごみ組成分析調査では、工夫により減量できる「もったいない生ごみ」8.5%、「資源化可能な紙類」9.5%、「プラスチック製容器包装」9.3%となっています。低下傾向にあるリサイクル率を向上するためにも、これらの分別を徹底することで、リサイクルを着実に進める必要があります。

### (3) 食品ロスへの取組

令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、自治体においても積極的に取り組んでいく必要があります。ごみ組成分析調査結果からも、未利用食品などの食品ロスがみられることから、本町においてもイベントや出前講座等の際に町民や事業者にも広く周知徹底を図ることが求められています。

#### コラム 「食品ロスの問題（1）」

「食品ロス」とは、食材の生産・流通から店舗や家庭等での消費までの様々な段階において、捨てられてしまう食品のことです。

気象等の影響による場合もありますが、商習慣など人為的な問題が多くあります。

##### [生産や流通]

- ・ 生産調整による廃棄
- ・ 生産や貯蔵時の病害虫被害
- ・ 異常気象
- ・ 規格外品の選別・除外
- ・ 加工／表示ミスでの除外
- ・ 店舗で売れ残った商品の廃棄

##### [消費]

- ・ 食品の買いすぎ
- ・ 賞味期限切れ
- ・ 作りすぎ
- ・ 調理時の皮等の過剰除去
- ・ 食べ残し

など

#### (4) 町民・事業者への啓発

本町では、ごみ・資源物分別アプリの導入、コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度や出前講座等の取組を実施しています。これらの取組をさらに強化しつつ、2Rの重要性や分別リサイクルの方法を町民・事業者へ広く周知する必要があります。

また、近年は、町内に住む外国人も増えていることも考慮し、外国人や集合住宅の居住者等、情報が届きにくい人への情報提供方法を工夫しながら、分別方法などを伝えていく工夫が求められます。

#### (5) 安定したごみ処理・処分体制の整備

本町は、宇都宮市との広域的連携のもと、中間処理・最終処分を行っています。宇都宮市とともに、焼却処理量及び最終処分量の低減を図りながら、安定した中間処理施設及び最終処分場の稼働並びに整備を推進するためには、さらなるごみ減量・資源化の推進を図るとともに、宇都宮市と協力しながら、必要に応じて、適切な費用の負担や分別区分、ごみ収集体制の見直し等を検討する必要があります。

#### (6) 高齢者への対応

少子高齢化の進行により、今後、本町においても高齢者の割合は高まってくることが予想されます。このような変化に伴い、ごみステーションへのごみ出しや分別が困難になる世帯が増えることが想定されます。「安心・活力のまち 上三川」の実現に向けて、高齢者や障がいのある方のごみ出しのサポート方法・体制を、関係各課等とともに検討する必要があります。

#### (7) 災害時の体制の整備

地震や水害などにより発生する災害廃棄物について、本町では「上三川町地域防災計画」（平成26年1月）を改訂し、「上三川町災害廃棄物処理計画」（令和2年6月）を策定しています。災害時に、これらの計画に則って迅速かつ安全に災害廃棄物を処理するためには、関係各課及び国、県、関係機関、事業者とも協力し、対応することが求められます。そのためには、過去の事例などから、災害時の課題等を抽出・対策を検討するなど、平時からの備えに努め、より実効性のある体制を構築する必要があります。

また、災害時のごみの排出方法等について町民に周知するとともに、関係者との情報の共有を図り、災害発生時の円滑な収集運搬や衛生環境の維持に努めることが重要です。



## 第4章 ごみ処理基本計画

- 1 基本理念と基本方針
- 2 目標値の設定
- 3 目標達成に向けた施策
- 4 推進体制



## 1 基本理念と基本方針

### (1) 基本理念

本町においては、前計画の目標達成状況や本町を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、特に2R（リデュース・リユース）にかかる取組の強化と新たな課題への対応が求められています。

一人ひとりが2Rを意識しながら、それぞれのライフスタイルに合わせて取り組めることを実践し、町民や事業者、行政の協働により将来に向けてよりよい環境を維持し、循環型社会の形成を目指す必要があります。

このため、本町の将来像を次のように掲げます。

**みんなで創る豊かな未来 循環型のまち 上三川**

#### 上三川町の循環型社会の将来像

2R（リデュース・リユース）を中心に、リサイクルも含めた3Rの取組が暮らしに定着することで資源の無駄遣いや温室効果ガスの発生等の環境への負荷が少ない循環型社会へと移行していきます。

本町の豊かな自然環境を維持するとともに、町民・事業者・行政の協働により資源循環を進め、災害に強く、安心して暮らすことのできる町の実現を目指します。

#### コラム 「3R」の意味

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくため、ごみを減らし限りある資源を大切にする取組である、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称です。

ごみを出さない、排出抑制（リデュース）を最優先とし、使わなくなったものは再使用（リユース）します。それでも出てしまうごみについては、できる限り再生利用（リサイクル）するという順番で取り組むことが求められています。

## (2) 基本方針

1 (1) 基本理念で掲げた「上三川町の循環型社会の将来像」の実現に向けて、ごみ処理基本計画における基本方針を以下のとおりに設定します。

### 基本方針1 各主体の意識高揚と連携

本町の豊かな自然環境を維持するとともに、町民・事業者・行政の協働により資源循環を進め、災害に強く、安心して暮らすことのできる町の実現を目指します。

### 基本方針2 2Rを重視した3Rの取組の強化

さらなるごみの減量・資源化を実現するためには、3Rの取組の基本である、「物を大切に使い、ごみとなるものをできるだけ出さない(リデュース)」、「まだ使えるものは再使用する(リユース)」を重点的に実施し、次いで「資源化できるものは分別し、再生利用する(リサイクル)」の順番に従って、取組を進める必要があります。

### 基本方針3 適正処理・処分の推進

ごみ及び資源物として排出されたものについては、宇都宮市と連携しながら、中間処理においてできる限り資源化を進めることで、適正処理を実行し、最終処分量の削減を図ります。

### 基本方針4 これからの社会変化への対応

人口の減少、少子高齢化社会の到来を見据え、社会の変化に対応した廃棄物処理体制を構築します。また、地震や水害など、近年増加する災害に備え、宇都宮市や県、国とも連携し、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に取り組んでいきます。

## 2 目標値の設定

### (1) ごみ量の見通し

本町においては、将来人口は減少傾向が続くと予想されており、令和 17 年においては、令和元年度比で 7.2%減の 29,027 人と想定されます。

現在取り組んでいる施策等をこのまま継続した場合、将来におけるごみ量全体としては減少する見通しとなっています。

項目別に見ると、人口減少の影響がより大きい家庭系ごみ・資源団体回収については、それぞれ令和元年度に比べ家庭系ごみは約 8%減、資源団体回収は約 35%減が見込まれます。事業系ごみについては、社会情勢等に大きく左右されますが、近年の状況から約 5%の増加が見込まれます。

表 4-1 ごみ量の見通し（現状推移）

	実績値	推計値							
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	31,288	31,101	30,913	30,726	30,539	30,351	30,164	30,071	29,978
家庭系ごみ	7,499	7,576	7,515	7,455	7,395	7,335	7,276	7,239	7,202
事業系ごみ	2,245	2,071	2,090	2,110	2,130	2,150	2,169	2,189	2,208
資源団体回収	579	562	547	532	517	503	489	476	464
ごみ総排出量	10,323	10,209	10,153	10,097	10,042	9,988	9,934	9,904	9,875

	推計値							
	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口	29,884	29,791	29,698	29,564	29,430	29,295	29,161	29,027
家庭系ごみ	7,166	7,130	7,093	7,048	7,002	6,956	6,911	6,866
事業系ごみ	2,228	2,248	2,267	2,287	2,306	2,326	2,345	2,365
資源団体回収	451	439	427	416	405	394	383	373
ごみ総排出量	9,845	9,816	9,788	9,750	9,713	9,676	9,639	9,603

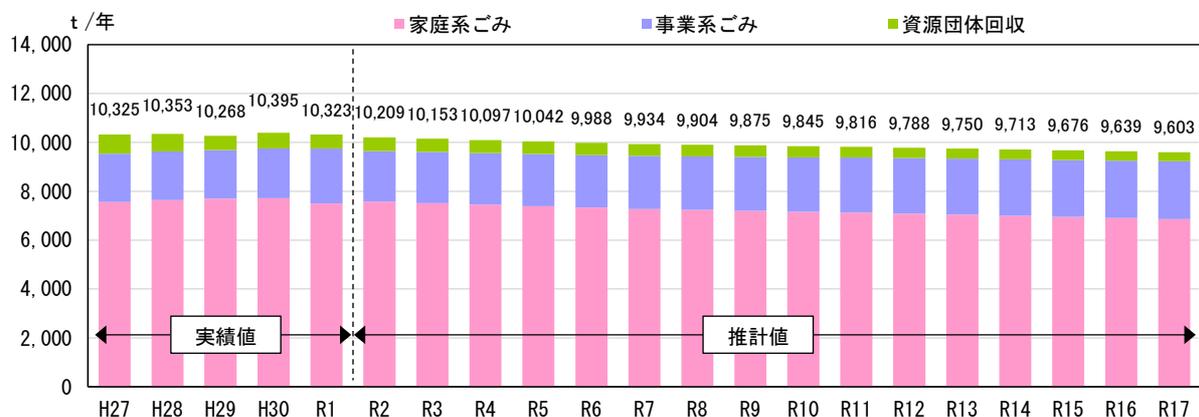


図 4-1 ごみ量の見通し（現状推移）

## (2) 目標値

本計画では、家庭及び事業所における、ごみの減量や資源化の取組の成果を反映するものとして、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源、資源団体回収除く）」と「事業系ごみ排出量」を設定します

また、最終処分量についても目標を設定し、最終処分量の低減による最終処分場のより長期的な利用を目指します。

### 目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源、資源団体回収除く）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における目標《R2年度：500g/人・日》を令和17年度までに達成することを目指します。

そのため、令和7年度には550g/人・日、令和12年度には525g/人・日の達成を目指し、段階的に減量を進めます。

令和7年度 550 g/人・日（約3%減）を目指す

年度	実績	目標		
	R元年度	R7年度	R12年度	R17年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	566.8	550	525	500
削減率	—	3.0%	7.4%	11.8%

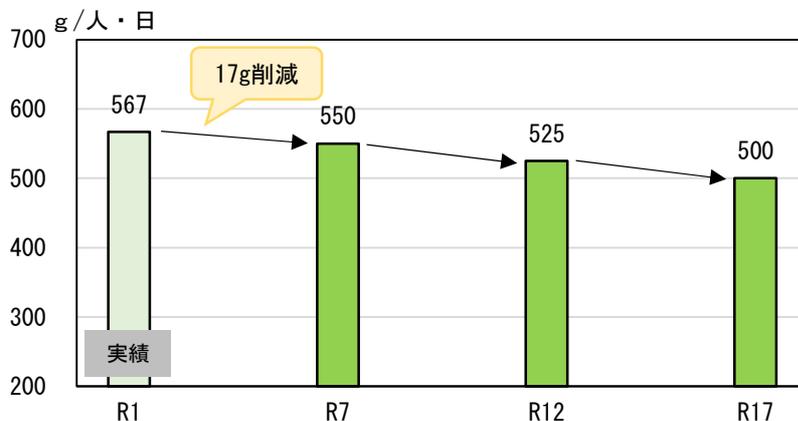


図4-2 目標値の推移

## 目標2 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、景気の動向等に影響されること、本町における近年の排出量は微増していること、さらに将来のごみ量の見通しも増加が予想されることを踏まえ、現状以下の水準であり家庭系ごみと同等の削減を目指すことを考慮し、《2,000 t /年》を令和 17 年度までに達成することを目指します。

そのため、令和 7 年度には 2,050 t /年、令和 12 年度には 2,025g/人・日の達成を目指し、段階的に減量を進めます。

令和 7 年度 2,050 t (約 8.7% 減) を目指す

年度	実績	目標		
	R 元年度	R 7 年度	R 12 年度	R 17 年度
事業系ごみ 排出量	2,245	2,050	2,025	2,000
削減率	—	8.7%	9.8%	10.9%

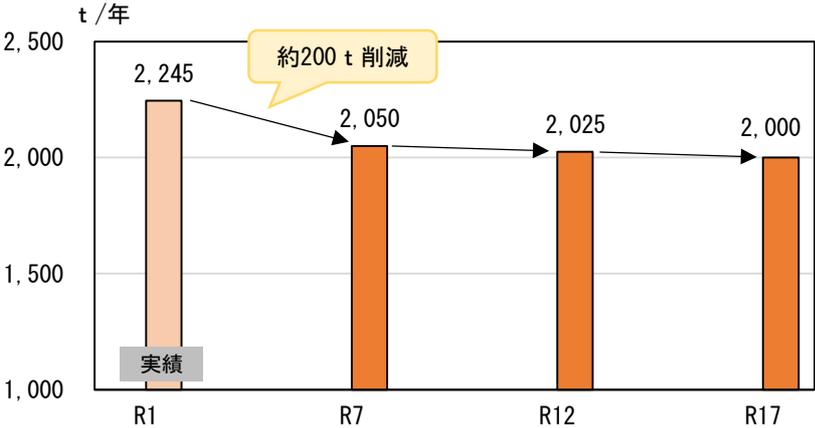


図 4 - 3 目標値の推移

### 目標3 最終処分量

最終処分量は、中間処理後の量であり、スラグの有効活用を除くと直接減量することが難しいため、目標1、2を達成した場合の推計値を踏まえた目標とし、《800 t/年》を令和17年度までに達成することを目指します。（推計値は、令和元年度における排出量に対する処理処分の比率を使用し、さらに今後のエコスラグの利用増加等を考慮した上で、計算した結果を用いています。）

そのため、令和7年度には850 t/年、令和12年度には825 t/年の達成を目指し、ごみの減量、資源化の推進に取り組みます。

なお、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標である「平成24年度比で約14%削減」についても令和7年度に達成見込みです。

令和7年度 850 t/年（約28.1%減）を目指す

年度	実績	目標		
	R元年度	R7年度	R12年度	R17年度
最終処分量	1,183	850	825	800
削減率	—	28.1%	30.3%	32.4%

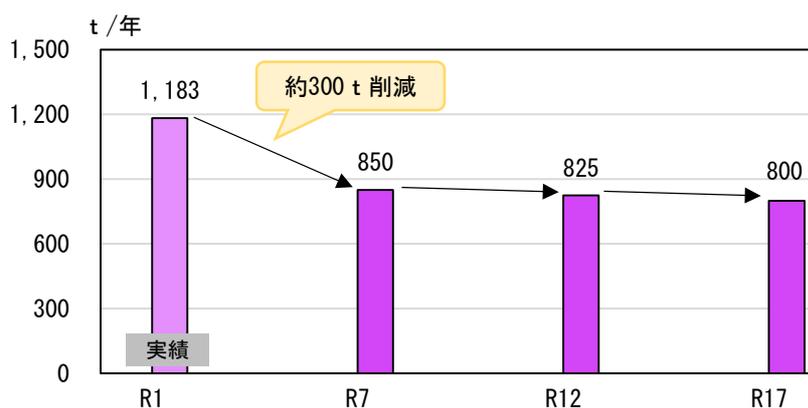


図4-4 目標値の推移

表 4-2 ごみ排出量の見通し（目標達成時）

区 分	実績値					計画値		
	H27	H28	H29	H30	R1	R7	R12	R17
人 口	31,396	31,389	31,316	31,249	31,288	30,164	29,698	29,027
焼却ごみ	6,123.3	6,229.3	6,092.3	5,979.8	5,879.1	5,461.6	5,111.9	4,737.1
焼却ごみ以外	1,432.5	1,407.5	1,600.3	1,733.3	1,619.6	1,594.3	1,574.4	1,543.6
可燃性粗大ごみ	2.9	4.1	220.9	387.0	354.3	343.7	335.1	324.4
不燃ごみ	172.7	164.1	166.4	172.7	186.4	180.8	176.3	170.6
危険ごみ	11.4	14.8	14.6	14.0	13.6	13.2	12.9	12.5
不燃性粗大ごみ	38.9	50.0	104.8	65.8	57.8	56.1	54.7	52.9
(宇都宮市施設)								
ペットボトル	98.6	100.5	102.1	114.4	105.9	102.8	100.2	97.0
びん・缶	283.7	278.7	273.3	254.8	250.4	243.0	236.9	229.3
プラスチック製容器包装	224.8	224.4	223.7	221.6	223.1	227.7	231.9	234.3
白色トレイ	2.0	1.9	1.4	1.5	1.3	1.2	1.2	1.2
資源物(民間資源化)								
新聞	209.2	190.4	161.3	146.2	70.7	68.6	66.9	64.7
雑誌	121.6	116.9	97.9	107.6	107.7	104.5	101.9	98.6
ダンボール	92.6	99.4	95.5	98.7	98.7	95.8	93.4	90.4
雑古紙	80.1	70.6	62.2	61.2	64.8	74.4	82.6	90.0
紙パック	2.3	1.5	1.0	1.5	0.6	0.6	0.6	0.6
布類	87.6	86.1	70.8	82.8	82.1	79.7	77.7	75.2
びん類(一升瓶など)	4.2	4.3	4.4	3.8	2.2	2.1	2.1	2.0
計	7,555.8	7,636.7	7,692.6	7,713.1	7,498.7	7,055.9	6,686.2	6,280.7
事業系								
焼却ごみ	1,960.9	1,975.4	1,949.1	1,980.8	2,177.5	1,988.2	1,964.0	1,939.8
可燃性粗大ごみ	2.5	1.6	32.9	33.4	45.3	41.3	40.8	40.3
不燃ごみ	7.8	6.6	7.0	17.2	7.0	6.4	6.3	6.2
危険ごみ	0.3	0.3	0.2	0.2	0.7	0.6	0.6	0.6
不燃性粗大ごみ	1.9	0.4	5.4	5.0	10.3	9.4	9.3	9.2
小 計	1,973.4	1,984.4	1,994.6	2,036.6	2,240.7	2,046.0	2,021.0	1,996.1
(宇都宮市施設)								
ペットボトル	0.1	0.1	0.3	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
びん・缶	3.3	3.2	2.8	2.4	3.0	2.7	2.7	2.6
プラスチック製容器包装	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小 計	4.5	4.5	4.2	4.0	4.4	4.0	4.0	3.9
計	1,977.9	1,988.9	1,998.8	2,040.6	2,245.1	2,050.0	2,025.0	2,000.0
資源団体回収								
紙類								
新聞	472.1	447.5	353.3	382.6	339.5	289.8	254.1	222.7
雑誌	138.8	130.0	98.2	118.2	108.1	92.3	80.9	70.9
ダンボール	132.4	124.1	103.3	121.5	114.9	94.1	81.0	69.3
紙パック	1.5	1.5	1.1	1.4	1.0	0.8	0.7	0.6
布類	20.2	16.6	15.1	12.5	11.0	9.0	7.7	6.6
びん・缶	26.8	7.4	5.4	5.5	4.3	3.6	3.1	2.6
計	791.7	727.1	576.4	641.6	578.8	489.5	427.5	372.7
総排出量	10,325.4	10,352.7	10,267.8	10,395.4	10,322.6	9,595.3	9,138.7	8,653.4

表 4 - 3 処理処分量 (目標達成時)

区 分			実績値					計画値		
			H27	H28	H29	H30	R1	R7	R12	R17
クリーンパーク茂原	搬入量	燃やせるごみ	8,087	8,210	8,342	8,332	8,523	7,882	7,486	7,064
		選別可燃残渣	135	142	145	151	137	0	0	0
		小計	8,222	8,353	8,488	8,483	8,660	7,882	7,486	7,064
	搬出量	焼却主灰	497.6	583.9	528.7	645.2	694	307	294	282
		ばいじん (飛灰)	232.0	224.4	222.0	233.6	267	253	243	233
		焼け鉄	13.0	11.4	13.4	8.6	9	9	9	8
		溶融スラグ	185.5	120.8	149.9	60.7	42	287	275	264
		溶融メタル	14.1	8.3	10.7	4.6	5	11	11	10
		小計	942	949	925	953	1,007	867	831	797
	リサイクルパーク茂原	搬入量	不燃ごみ・危険ごみ	192	186	182	205	207	201	196
粗大ごみ			39	50	62	71	68	66	64	62
ペットボトル			99	101	102	108	106	103	101	97
びん・缶			287	282	277	257	253	246	240	232
小計			617	619	624	641	635	615	600	581
搬出量		破碎金属	100	107	105	118	115	114	113	113
		プレス金属	65	66	64	131	135	116	102	89
		カレット	61	63	55	106	93	80	70	61
		ペットボトル	62	61	66	62	72	61	53	46
		選別可燃残渣	102	107	107	120	124	47	52	56
		選別不燃残渣	246	238	244	308	314	98	109	117
		蛍光管・乾電池	6	6	6	65	101	100	100	100
		小計	642	649	648	911	954	615	600	581
		エコプラセスター 下荒計	搬入量	プラスチック製容器包装 白色トレイ	226	226	225	223	224	229
搬出量	プラスチック製容器包装 白色トレイ			192	191	186	205	222	226	230
小計			0	1	0	2	2	2	2	2
			192	191	186	207	224	228	232	235
資源物	破碎金属	100	107	105	118	115	114	113	113	
	プレス金属	65	66	64	131	135	116	102	89	
	カレット	61	63	55	106	93	80	70	61	
	ペットボトル	62	61	66	62	72	61	53	46	
	プラスチック製容器包装	192.0	191	186	205	222	226	230	232	
	白色トレイ	0.5	1	0	2	2	2	2	2	
	焼け鉄	13	11	13	9	9	9	9	8	
	溶融スラグ	182	111	141	53	18	123	139	156	
	溶融メタル	14	8	11	5	5	11	11	10	
	蛍光管・乾電池	6	6	6	65	101	100	100	100	
	資源団体回収	792	727	576	642	579	489	427	373	
	資源物 (民間資源化)	598	569	493	502	427	426	425	422	
	合計	2,085	1,922	1,717	1,899	1,776	1,758	1,682	1,612	
	資源化率	20.2	18.6	16.7	18.3	17.2	18.3	18.4	18.6	
最終処分量	焼却主灰	498	584	529	645	694	307	294	282	
	ばいじん (飛灰)	232	224	222	234	267	253	243	233	
	不燃残渣	246	238	244	308	314	98	109	117	
	溶融スラグ	3	10	9	8	24	163	136	108	
	合計	979	1,056	1,004	1,195	1,300	822	783	740	
	最終処分率	9.5	10.2	9.8	11.5	12.6	8.6	8.6	8.5	

### 3 目標達成に向けた施策

#### (1) 施策体系

ごみの減量等の目標達成を目指し、4つの基本方針に基づいて、様々な施策を展開します。

#### 基本方針1 各主体の意識高揚と連携

- 1-1 出前講座等による町民の意識高揚
- 1-2 教育機関と連携した環境教育の充実
- 1-3 広報誌、ホームページ、アプリ等による情報提供
- 1-4 イベント等における意識啓発
- 1-5 地域、活動団体、事業者、関係機関等との連携

#### 基本方針2 2Rを重視した3Rの取組の強化

- 2-1 生ごみの減量化に向けた取組の徹底
- 2-2 食品ロスの削減
- 2-3 容器包装の削減
- 2-4 衣類等のリユースの推進
- 2-5 分別排出の徹底
- 2-6 施設における大型ごみのリユースの推進
- 2-7 資源再利用運動報奨金制度の推進（資源団体回収の促進）

#### 基本方針3 適正処理・処分の推進

- 3-1 分別収集体制
- 3-2 中間処理施設の維持管理と整備
- 3-3 最終処分量の削減
- 3-4 家庭系ごみ有料化の調査・研究
- 3-5 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進

#### 基本方針4 これからの社会変化への対応

- 4-1 高齢化社会への対応
- 4-2 新たな分別品目の検討
- 4-3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた取組
- 4-4 処理困難物等への対応の検討

## (2) 施策

### 基本方針1 各主体の意識高揚と連携

#### ■ 1-1 出前講座等による町民の意識高揚

本町では、町民を対象に、ごみの減量や分別に関する出前講座を実施しています。分別の分かりにくい項目や、ごみの減量・ごみのゆくえなど、町民の要望や社会状況等を踏まえながら講習会等のメニューを見直し、内容の充実を図ります。また、出前講座等の実施について、広報誌やホームページ等により広く周知を図り、認知度を高め、参加回数の増加、参加者の増加を目指し、町民の意識高揚に努めます。

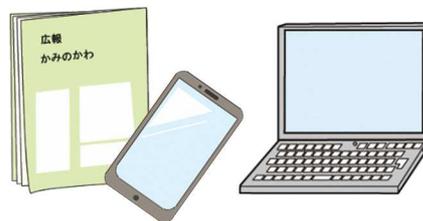
#### ■ 1-2 教育機関と連携した環境教育の充実

廃棄物や環境に対する意識の醸成は、学校教育の中でも育まれていきます。ごみ問題を身近なものとして自ら行動できるよう、今後を担う若い世代に向け、啓発等を進めます。

教育機関と連携し、町内の小中学校における環境教育の充実を図り、中間処理施設等の見学やごみの減量方法、分別等について学ぶ機会を設け、意識高揚に努めます。

#### ■ 1-3 広報誌、ホームページ、アプリ等による情報提供

本町においては、広報誌「広報かみのかわ」等の紙媒体のほか、ホームページやごみ・資源物分別アプリ「さんあ〜る」といった様々な電子媒体も活用し、情報の周知に努めています。情報媒体は、世代により利用する媒体に違いがあることから、多様な媒体を活用しながら広く情報を周知し、啓発を進めます。



#### ■ 1-4 イベント等における意識啓発

各種イベントは様々な人が集まるため、ごみや分別の意識の高さに関わらず多くの人に対する周知を行う機会です。県等と協働で実施するキャンペーンや本町及び地域で開催されるイベント等へ積極的に出展し、より多くの人への啓発を行います。

ご存知ですか？

## ごみ・資源物分別アプリ「さんあ〜る」

スマートフォン対応アプリ「さんあ〜る」は、ごみ・資源物の分別方法や出し方、収集日などを検索できます。また、お住まいの地区（自治会）を設定することにより、収集日をお知らせする機能もついていますので、ごみ・資源物の分別収集に、ご活用ください。



### ①アプリのインストール

Android、iPhoneそれぞれのストアより、「さんあ〜る」で検索するか、下記のQRコードからダウンロードしてください。

※アプリの利用料は無料ですが、通信料についてはご負担ください。

Android



iPhone



こんな情報が見られます！

- ・ごみの収集カレンダー
- ・町からのメッセージ
- ・ごみの種類別の出し方
- ・クイズ など



### ②インストールしたら・・・

お住まいの地区を選択してください。  
設定が完了すれば、使用開始できます。



※上記の「さんあ〜る」に関する内容は、町民の皆様にも周知しているチラシをもとに作成しています。

## ■ 1-5 地域、活動団体、事業者、関係機関等との連携

3Rの推進に向けて、地域で活動するグループや活動団体、事業者等の活動の状況を把握し、関係機関とともに活動の支援、連携を図ります。さらには、各主体と協働して様々な取組を展開し、地域が一体となって取り組まなければならない課題に取り組んでいきます。

また、「とちぎの環境美化県民運動」の県民統一行動日に合わせて自治会や各種団体と協力して実施する、美化運動を継続します。

## 基本方針2 2Rを重視した3Rの取組の強化

### ■ 2-1 生ごみの減量化に向けた取組の徹底

ごみの減量化に向けては、ごみ量の多くを占める燃やせるごみを減らすことが必要です。特に、生ごみは水分を多く含み重量もあるため、混入している資源化可能な紙類やプラスチック製容器包装の分別とともに減量化に向けた効果的な取組が求められます。

水切りの徹底のほか、食材や料理を無駄にしないといった日常生活で取り組むことができるよう、情報の周知を図ります。

また、生ごみ処理機等の利用を図り、家庭で発生する生ごみの効果的な減量化・資源化を促進します。コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助事業についても、町民へ広く周知するとともに、機器を使用する上での工夫点等について広報誌やホームページ等で発信し、利用者数の増加と継続的な利用を推進します。

表4-4 コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助事業の概要

補助対象	町民の方で、家庭の生ごみを堆肥化・減量化するためのコンポスト容器や機械式生ごみ処理機を購入、設置した方で、町税を世帯全員が滞納していない世帯。 ※申請期間は購入後6カ月間
対象機器	コンポスト容器（屋内用・屋外用）、機械式生ごみ処理機（分解式、乾燥式、消滅式）ともに機種指定なし。
台数	・コンポスト容器：1世帯2基まで ・機械式生ごみ処理機：1世帯1台
補助金額	・コンポスト容器1基につき購入金額の半額（3,000円が限度） ・機械式生ごみ処理機1台につき購入金額の半額（2万円が限度）

## ■ 2-2 食品ロスの削減

食品ロスを削減するため、町民や活動団体、事業者等による取組を推進します。

家庭での取組を促進するため、広報誌やホームページ、出前講座、各種イベント等を活用し、啓発を進めます。また、飲食店等の事業者と連携し、「3きり運動（料理はおいしく“食べきり”、食材は無駄なく“使いきり”、生ごみの水分を減らす“水きり”）」を進めるほか、ハーフサイズや少量メニューの導入を促進します。

また、町内及び近隣地域で、フードバンク活動やフードドライブを実施している団体等の情報を収集して町民に向けて情報を発信するほか、フードバンク活動やフードドライブの共同開催等に取り組むなど、食品ロスの発生抑制を目指します。

表 4-5 食品ロスに向けた取組例

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品は必要な分だけ購入する。</li> <li>・買い物の前に冷蔵庫や食品庫を確認する。</li> <li>・食材を使い切る。</li> <li>・料理を作りすぎない。</li> <li>・外食時に食べ残しが出ないように適量を注文する。</li> <li>・「3きり運動」の実践</li> <li>・フードバンクやフードドライブへの参加</li> <li>・生ごみ処理機等による生ごみの減量化、堆肥化</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における生ごみの発生抑制、資源化の推進</li> <li>・「とちぎ食べきり15（いちご）運動」の呼びかけ</li> <li>・ハーフサイズや少量メニューの導入</li> <li>・フードバンク活動やフードドライブへの協力</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やホームページを通じた啓発</li> <li>・コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助事業の継続</li> <li>・事業者の取組支援</li> <li>・事業者との協働によるキャンペーンの実施</li> <li>・関係機関と連携したフードバンクやフードドライブの実施</li> <li>・他地域における先進事例の情報の収集</li> <li>・県や他自治体との連携による啓発等の実施</li> <li>・国等への働きかけ</li> </ul>

※フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や公共施設、イベント等に持ち寄り、必要とする福祉団体や施設等へ寄付する活動です。

### コラム 「食品ロスの問題（2）」



食品ロスの量は、日本人1人1日当たりに換算すると、132g “お茶碗1杯分”とされています（平成29年度推計値）。

また、日本における食品ロス発生量約612万トン（平成29年度）のうち、家庭から発生する食品ロスは284万トン（約46%）となっており、家庭由来のものが約半数となっています。日常生活において、食品の買いすぎや作りすぎ、賞味期限切れによる廃棄などを減らしていく必要があります。

### ■ 2-3 容器包装の削減

令和2年7月にレジ袋の有料化が開始され、マイバッグの普及が進んでいます。

また、本町は県及び県内全市町とともに「栃木からの森里川湖(もりさとかわうみ)プラごみゼロ宣言」(令和元年8月)を行いました。3Rのほか、プラス3R(「Rethink(リシンク:考える)」、「Refuse(リフューズ:判断する)」、「Refine(リファイン:分別する)」)を意識し、使い捨てプラスチックの削減と適正処理を目指し、取組を進めていきます。

商品や商品の購入時には、まだ多くのプラスチック及び紙製の容器包装が使用されており、さらなる削減が必要です。県及び県内市町と協力し、マイバッグの普及を図るとともに、事業者に対しても簡易包装の実施、生分解性プラスチックの導入等を促進します。

#### 「栃木からの森里川湖(もりさとかわうみ)プラごみゼロ宣言」

プラスチックごみ対策の一層の強化を図るため、令和元年8月27日、栃木県公館において、県及び県内全25市町による「栃木からの森里川湖(もりさとかわうみ)プラごみゼロ宣言」を行いました。

これを皮切りとして、オール栃木体制で、 unnecessary 使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底を図っていきます。

#### プラス3Rとは？

- ・Rethink: 本当に必要なものかどうかよく考える。
- ・Refuse: unnecessary ものはきちんと断る。
- ・Refine: 捨てるときには分別する。

#### コラム 「レジ袋有料化開始」

令和2年7月からプラスチック製レジ袋の有料化が小売店に義務付けられました。

プラスチックは、成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、多くの製品が生産されており、身近で非常に便利な素材です。しかしその一方で、海洋プラスチックごみの発生や生態系への影響、焼却による地球温暖化などの問題も抱えています。

何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、ライフスタイルを見直すきっかけとし、プラスチックの使用を抑制するとともに、限りある資源を大切に使用していく必要があります。



#### ■ 2-4 衣類等のリユースの推進

子供服など、まだ着ることができる衣類については、広報誌やホームページ等においてリユースに関する情報を周知し、取組を推進します。



#### ■ 2-5 分別排出の徹底

ごみとなるものを減らすためには、ごみそのものを減らす発生抑制も必要ですが、ごみとして排出する場合は、しっかりと分別することが重要です。燃えるごみの中には、紙類やプラスチック製容器包装等、資源化可能なものが多く混入しています。

分かりづらい品目や分別方法について、広報誌やホームページで注意喚起を行い、啓発に努めます。

#### ■ 2-6 施設における大型ごみのリユースの推進

クリーンパーク茂原に併設している宇都宮市環境学習センターにおいて、粗大ごみとして出された自転車や家具を修理し、再生品として提供しています（毎月抽選を実施）。今後も宇都宮市と協力してリユースに向けた取組を継続し、“もったいない”の精神のもと、使えるものは修理して長く使うことでごみの減量化につなげていきます。

#### ■ 2-7 資源再利用運動報奨金制度の推進（資源団体回収の促進）

本町では、自治会や育成会など、町長が適当と認める団体で資源再利用運動（資源物を地域で集め、売却）を行った団体に対して報奨金（回収1kgにつき5円※）を交付しています。今後も制度を継続し、広報誌やホームページ等で制度の概要や回収情報等を周知し、参加団体や参加者の増加を進めます。

※びん類は1本につき0.67キログラムとして計算

## 基本方針3 適正処理・処分の推進

### ■ 3-1 分別収集体制

本町から排出されるごみは、宇都宮市の施設において広域処理をしています。現在の分別収集体制を今後も維持しますが、国の動向や宇都宮市の施設の状況、分別品目の拡大や見直し等に合わせ、本町の分別収集体制の変更を行います。

### ■ 3-2 中間処理施設の維持管理と整備

宇都宮市と連携し、広域処理を行っている中間処理施設の維持管理に努めます。施設整備についても、本町及び宇都宮市の一般廃棄物処理基本計画や、国の方針、循環型社会形成推進交付金制度等を踏まえ、ごみの減量、資源化施策の状況、社会情勢に応じて、宇都宮市とともに施設整備の検討を行います。

### ■ 3-3 最終処分量の削減

家庭や事業所から排出されたごみは、焼却や破碎等の中間処理工程で資源物が回収され、焼却灰や不燃残渣等が最終処分場において埋立処分されます。最終処分量の低減に向け、焼却処理量の削減、分別の徹底による不燃残渣の削減に努めるほか、熔融スラグ等の利用を促進します。これらの取組により最終処分量をできる限り減らし、最終処分場の延命化を図ります。

### ■ 3-4 家庭系ごみ有料化の調査・研究

栃木県内の市町では、半数以上の14市町（令和2年4月1日時点）で家庭系ごみの有料化制度が導入されています。本町においても、ごみ量の推移や国・県、近隣自治体の動向等を踏まえ、有料化の効果や導入の可能性等について調査・研究を進めます。

### ■ 3-5 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進

ごみのポイ捨てや不法投棄は、景観の悪化だけではなく、有害物質の流出による環境汚染等の危険性があります。上三川町環境保全条例や上三川町環境美化条例について広報誌やホームページでの啓発を行うとともに、不法投棄未然防止のための看板の設置やパトロールの実施を継続します。

不法投棄が確認された場合、関係機関との情報の共有を行い、不法投棄の拡大防止を図ります。

## 基本方針4 これからの社会変化への対応

### ■ 4-1 高齢化社会への対応

今後、高齢化社会がさらに進み、ごみの分別や各家庭からのごみ等の排出を自ら行うことが困難な世帯が増加すると考えられます。関係機関等とも連携し、現状を把握するとともに、ごみの適正な処理の実施に向けて対応を検討します。



### ■ 4-2 新たな分別品目の検討

さらなる資源化の推進、最終処分量の削減等を目指して、新たに分別収集し資源化が可能な品目について、他地域の事例等の情報を収集し、検討を進めます。

### ■ 4-3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた取組

台風や地震などの大規模災害においては、多量の災害廃棄物が発生します。早期の復旧・復興を進めるためには、これらの災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。

本町では、平成26年1月に「上三川町地域防災計画」を改訂し、令和2年6月に「上三川町災害廃棄物処理計画」を策定しています。これらの計画に基づき、平常時における取組を進めます。町民や事業者に対し、災害時のごみの排出方法等について周知します。また、災害時における情報伝達手段、仮置場の確保等を進めるとともに、他地域の災害事例における情報を収集して関係者との共有を図り、必要に応じて、上三川町地域防災計画及び上三川町災害廃棄物処理計画の見直しを行います。



#### ■ 4-4 処理困難物等への対応の検討

現在、本町で適正処理ができないものとして、タイヤやスプリング入りマットレスなどの国指定の適正処理困難物、農薬や石油類等の有害性・発火等の危険性があるもの、広域処理を行っている宇都宮市の施設で処理が困難なものがあります。これらについては、販売店や専門業者へ依頼するよう周知等を行います。

また、科学技術の進展によって様々な新素材や製品の開発が進んでおり、現在の処理施設では対応できない廃棄物が今後増加する可能性があります。受け入れ先が見つからない場合、不法投棄等につながる恐れもあるため、県や宇都宮市とも連携しながら処理可能な事業者や処理方法等に関する情報を収集し、対応を検討します。

表 4-6 適正処理ができないもの（例）

・タイヤ	・スプリング入りマットレスやソファ
・ピアノ、電子ピアノ	・ドラム缶
・瓦	・農薬
・石油類	・耐火金庫
・サーフボード	・コンクリート片
・消火器	・プロパンボンベ
・オートバイ など	

#### コラム 「分別の徹底（リチウムイオン電池）」

モバイルバッテリー、加熱式タバコ、スマートフォン等のバッテリーなど、リチウムイオン電池を含む電子機器、小型家電等が正しく分別されず、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみの中に混入し、収集運搬や処分の工程において、発煙・発火や火災の原因となっています。

本町では、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池などの充電電池は、処理できないため、販売店などに設置されている回収ボックスへの持ち込みをお願いしています。



### (3) 各主体の役割

主要な主体である、町民、事業者、行政は、それぞれが日常生活や事業活動の中で、自らが取り組むことができることを実践し、ごみの減量や資源化に努めることが求められています。

さらには、各主体が相互に連携しながら、ライフスタイルの変革や廃棄物の少ない生産・流通・販売といったシステムの構築も必要です。

各主体が担う主な役割を、次のように整理します。

#### 町民

家庭から出るごみは、一般廃棄物の中で大きな割合を占めています。また、日常生活の中には、ごみの減量や資源化につながるものが数多くあり、町民一人ひとりの日頃の実践が非常に大切です。

##### 《家庭では》

- ・分別を守る
- ・食べ残さないよう工夫する（作りすぎない、適切に保存する等）
- ・故障しても修理し、長く使用する
- ・生ごみの減量化・堆肥化に努める

##### 《買い物や出かけた時は》

- ・マイバッグを持参し、簡易包装をお願いする
- ・詰め替え商品や再生品を選択する
- ・使い捨て商品をできるだけ購入しない
- ・食品等を買すぎない
- ・店頭回収を活用する
- ・資源団体回収を利用する
- ・飲食店では食べ残しがでないよう工夫する（適量を注文する等）
- ・フリーマーケットやバザーに参加する
- ・リサイクルショップ（リユース）を活用する
- ・フードバンクやフードドライブに参加する



## 事業者

事業活動により排出されるごみは、自らの責任と負担により適正に処理する必要があります。事業活動の中でごみの減量や資源化に取り組むとともに、地域の一員として、行政の取組に協力し、地域の良好な環境の維持、循環型社会の形成を実現する役割を担っています。

- ・ 事業活動で発生する一般廃棄物を削減する
- ・ ごみの減量や資源化に対する従業員の意識向上を図る
- ・ 再生品の利用、グリーン購入に努める
- ・ 事業所で発生するごみの分別を徹底する
- ・ 資源物は資源回収ルートを確立し、資源化を進める
- ・ 再生利用可能な製品の開発を進める
- ・ 長期間使用可能な製品の開発、アフターサービスの拡充に努める
- ・ 梱包材の削減を図る
- ・ 簡易包装の推進
- ・ マイバッグキャンペーンやイベント等への協力
- ・ 店頭回収の実施
- ・ リサイクル可能な製品や詰め替え商品の積極的な販売
- ・ 家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理体制の確立
- ・ 分別収集への協力
- ・ 行政施策への協力



## 行政

町民や事業者が行う取組の支援、ごみの減量や資源化に向けた啓発等を進めるとともに、一般廃棄物の適正処理に必要な措置を講じることが求められています。

また、自らも排出者として3Rの実践に努め、循環型社会の形成を牽引する役割を担っています。

- ・ 町民や事業者への各種啓発活動の実施
- ・ 出前講座や出前授業、イベント等の実施
- ・ 事業者へのごみ減量、分別指導
- ・ 資源団体回収に対する報奨金制度の実施、周知
- ・ 3Rの率先行動の実施（庁舎内でのごみの減量等）
- ・ グリーン購入の実施
- ・ ごみの発生量等のデータ、情報の公開
- ・ 分別収集体制の確立及び適正処理に向けた取組の実施
- ・ 循環型社会の実現に向けた施設整備
- ・ 町民、事業者、NPO団体等とのネットワーク構築
- ・ 不法投棄の未然防止に向けた啓発、パトロールの実施
- ・ 災害廃棄物の迅速な処理に向けた体制の整備
- ・ 高齢化社会に向け必要な施策の検討
- ・ 適正処理に向けた取組の実施



## 4 推進体制

本計画を推進し、循環型社会に向けては、町民、NPO等の活動団体、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を認識し、協力して各施策に取り組み、実行することが不可欠です。

また、広域処理を実施している宇都宮市、近隣自治体や県とも連携し、様々な施策を展開していきます。

なお、本計画の推進にあたっては、より効果的な取組を実施するため、PDCAサイクルを念頭に、計画（Plan）を実行（Do）し、定期的に取り組の実施状況や目標の達成状況を確認・評価（Check）します。その結果を受け、必要に応じて目標などを含めた計画の見直しや必要な施策の検討（Act）を行います。

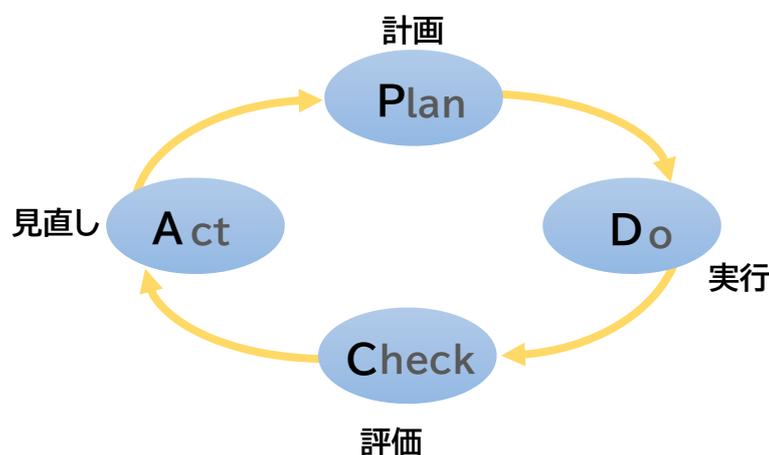


図4-5 PDCAの流れ

- 計画（Plan）  
減量等の目標や施策等を定めた計画を策定する。
- 実行（Do）  
町民や事業者、行政など各主体が協力して減量化や資源化に向けた取組を進める。
- 評価（Check）  
各年度等において、施策の取組や目標値の達成状況について確認し、公表する。
- 見直し（Act）  
新たな追加施策や目標値の変更等を検討し、必要に応じて計画の改定を行う。



上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3（2021）年3月

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL：0285-56-9111

FAX：0285-56-6868

ホームページ：<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/>